## 山口県いじめ防止基本方針

平成26年2月
山


## 目

## 第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは ..... 1
（1）定義（2）特徴及び構造
2 いじめの防止等に関する基本的考え方4
（1）いじめの防止
（2）いじめの早期発見• ..... －早期対応（3）家庭•地域との連携（4）関係機関等との連携
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
1 いじめの防止等のために県が実施する施策 ..... 6（1）「山口県いじめ問題対策協議会」の設置（2）「いじめ問題調査委員会」の設置（3）いじめの防止等に係る施策の推進（4）いじめの防止等のための財政上の措置
2 いじめの防止等のために学校が実施する事項 ..... 11（1）「学校いじめ防止基本方針」の策定（2）「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
（3）人権が尊重された学校づくり
（4）豊かな心を育む教育の推進
（5）いじめの防止等に関する措置
（6）いじめの解消について
3 重大事態への対応 ..... 19
（1）重大事態の判断及び報告
（2）重大事態の調査（3）再調査及び措置等
（4）留意事項
III その他の重要事項 ..... 24

## 第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

## I 学校が行う具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 25
（1）生徒指導•教育相談の充実•強化
（2）学校の教育活動を通した取組
（3）「いじめ対策委員会」による評価•検証•改善
（4）学校評価による評価•検証•改善
（5）家庭•地域との連携
2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 32
（1）校内指導体制の確立
（2）具体的な取組
（3）家庭•地域との連携
3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
（1）学校の体制づくり
（2）対応する上での留意点
（3）教育相談の在り方
（4）インターネット上のいじめへの対応
（5）保護者との連携
（6）地域•関係機関との連携

## 4 重大事態への対応

（生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）．． 49
（1）重大事態の判断
（2）重大事態への対応
（3）学校による調査
（4）調査に当たつての留意事項

II その他

## 参考資料等

○「山口県いじめ防止基本方針」に係る組織について
○ いじめ防止対策推進法
－国の基本方針の概要
○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
○相談窓口一覧

## はじめに

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめが背景とされる自殺事案等が報道され，いじめの問題が社会問題化する中，国に おいては，平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び「いじめ の防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されており，本県においても，これまでの取組を踏まえながら，「山口県いじめ防止基本方針」を策定 し，総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきたところである。
平成29年3月には，策定以来における成果や課題，生徒や情勢の変化等を検証し，国 の基本方針が改定されたことを踏まえ，本県においても国の改定内容に準じた改定を行う とともに，県内で見られる課題を検証し，教員のいじめの認知力を向上させる取組や，教員の事案の抱え込みの防止，外部専門家等との連携強化や，いじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など，新たな項目も加え，山口県いじめ防止基本方針を改定した。

「いじめはどの子どもにも，どの学校にも起こりうる」という認識の下，学校における いじめの防止等に係る対策については，一人ひとりを大切にする教育を推進し，『未然防止』の取組により，すべての児童生徒をいじめに向かわせないことが重要である。

また，児童生徒の実態把握のため，組織的対応を強化し，いじめの認知力の向上を図る など，いじめの『早期発見』に努め，いじめを認知した際には十分な情報共有を行い，す べての教職員が解決に向け一丸となって，迅速，的確かつ組織的な『早期対応』を行うこ となど，これまで以上にきめ細かく対応することが重要である。さらに，いじめが背景に あると疑われる『重大事態』が発生した場合には，「いじめの重大事態の調査に関するが イドライン」に沿い，学校やその設置者をはじめとする関係者は真摯に事実に向き合い，本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

いじめの防止•根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには，県，市町，学校，家庭，地域，関係機関が一層連携を密にし，社会総がかりで取り組む必要がある。市町教育委員会（以下「市町教委」という。）や各学校においても，本方針を参考に各々の基本方針を策定し，いじめの防止等のための取組を県全域で推進していくこととする。

## 第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの問題については，「いじめは人間として，絶対に許されない」との認識を県民 で共有し，子どもたちを「加害者にも，被害者にも，傍観者にもしない」ために，社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は，本県の教育目標に掲げ る「未来を拓く たくましい『やまぐちつ子』の育成」を図るため，誰もが安心•安全を共有でき，共に成長し合える教育環境でなければならない。このため，県や学校等はその責務を自覚し，いじめの防止•根絶に取り組んでいく必要がある。

また，いじめの問題への取組は，児童生徒一人ひとりの人権を守り，豊かな学びや育ち を保障するだけでなく，県民一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会 づくりに寄与するものであり，県，市町，学校，家庭，地域，関係機関が一体となったい じめの根絶に向けた継続的な取組を，社会総がかりで加速させる必要がある。

## ■1 いじめとは

## （1）定義

いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為 の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）
※「学校」とは，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
※「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
※「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校•学級や部活動の児童生徒や，塾 やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
※「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なこと を無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は，表面的•形式的にすることなく，い じめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
いじめの認知に当たっては，特定の教職員のみによることなく，学校いじめ対策組織が中心となって，いじめに該当するか否かを判断することとし，「心身の苦痛を感 じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要で ある。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もある ため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。
$\diamond$ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
$\diamond$ 仲間はずれ，集団による無視をされる
$\diamond$ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
$\diamond$ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
$\diamond$ 金品をたかられる
$\diamond$ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
$\diamond$ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
〉 パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生 じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上，早期に警察に相談•通報し，連携した対応を取ることが必要である。

## （2）特徴及び構造

## いじめは，「どの子どもにも，どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査 2013－2015』によると，暴力を伴わないい じめ（仲間はずれ・無視•陰口）については，小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で，被害経験を全くもたなかった児童生徒は 1 割程度，加害経験を全くもたな

かった児童生徒も 1 割程度であったとの結果から，いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は，多くの場合，入れ替わりながら被害も加害も経験していると報告されて いる。

暴力を伴わないいじめであっても，何度も繰り返す，多くの者から集中的に行うな どにより，生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため，いじめに軽重を つけることなく丁寧に対応することが重要である。

## いじめは「四層構造」となっている。

いじめをめぐる集団の中では，いじめの中心となる児童生徒がいて，同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて，いじめを受けている児童生徒が孤立している ことが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば，「周りではやしたてる者（観衆）」も「見 て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめを行っている人」に見えるものである。 こうした四層構造を念頭に置き，いじめる・いじめられるという二者関係への対応だ けでなく，観衆や傍観者がいじめを止める，仲裁するなど，集団全体にいじめを許容 しない雰囲気を醸成するとともに，児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ，正 しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

## いじめの四層構造

いじめを受けている者（被害者）

## いじめを行っている者（加害者）

周りではやしたてる者（観衆）

見て見ぬふりをする者（傍観者）

## （1）いじめの防止

## 児童等は，いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは人権問題であるとの認識の下，「山口県人権推進指針」が示す，「じゆう」
（自由），「びょうどう」（平等），「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め，一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには，「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為 である」との認識の下，未然防止の観点から，家庭や地域，関係機関等と連携•協働 し，すべての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育，情報モラル教育等，健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し，豊かな人間性，確かな学力等の生きる力 を育むことが必要である。

また，これらに加え，いじめの問題への取組の重要性について，県民全体に認識を広め，家庭，地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## （2）いじめの早期発見•早期対応

いじめは，四層構造にも示されているように，構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから，児童生徒の些細な変容について，関わるすべての大人が状況等を共有し，「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち，いじめを軽視し たり，隠したりすることなく，可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

一旦いじめを認知した場合は，学校いじめ対策組織と情報共有し，迅速かつ適切，丁寧な指導•支援を行い，児童生徒にとって，一刻も早く安心•安全な学校生活とな るよう，必要に応じ，関係機関や専門家等と連携しながら，いじめが確実に解決され るまで，組織による粘り強い対応を行い，また，解決後もきめ細かく見守りを行うな どの継続支援も必要である。

このため，いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め，平素から協働実践が行えるよう，教職員研修の充実や組織的な対応のための体制整備が必要であ る。

## （3）家庭•地域との連携

児童生徒を見守り，健やかな成長を促すとともに，より多くの大人が子どもたちと

しつかりと関わり，悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため，P T Aはも とより，子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り，支援するための仕組みであ る地域協育ネット，学校評議員，学校運営協議会委員等と組織的に連携•協働する体制を構築することが重要である。

## （4）関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては，関係の児童生徒•保護者間での解決を図るだけで なく，事案によっては，関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。

平素から，学校，警察，児童相談所，医療機関，地方法務局等の人権擁護機関，県教育委員会（以下「県教委」という。），私立学校を所管する課等の担当者が，定期的に連絡•協議する機会を設けるなど，情報共有体制を構築しておくことが重要であ る。

また，教育相談の実施に当たり，法務局の「子どもの人権 1 1 0 番」や，やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもS O S ダイヤル（やまぐち子どもS OS ダ イヤル）」などの学校以外の相談窓口を，児童生徒•保護者へ適切に周知することも必要である。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

## 11 いじめの防止等のために県が実施する施策

## （1）「山口県いじめ問題対策協議会」の設置

県は，いじめに対する基本的な考え方を共有し，関係機関の更なる連携強化を推進 するため，法第 14 条の趣旨を踏まえ，学識経験者，弁護士，医師，臨床心理士，社会福祉士，学校関係者，児童相談所，市町教委，地方法務局等の人権擁護機関，県警察（以下「県警」という。），知事部局関係課，県教委等からなる協嶬会を設置する。

## （2）「いじめ問題調査委員会」の設置

県教委は，法第14条第3項の趣旨を踏まえ，「山口県いじめ問題対策協議会」と の連携の下，本方針に基づくいじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう，学識経験者，并護士，医師，臨床心理士，社会福祉士，人権攡護委員等の第三者等で構成する「いじめ問題調查委員会」を設置する。

当委員会は，法第 28 条に規定される重大事態に係る調査を県教委が主体として行 う場合の調査組織とする。

私立学校の求めに応じて，これら第三者の構成員を派遣するなど，私立学校におけ る調査委員会等の設置を支援する。

また，市町の求めに対しても，同様とする。

## （3）いじめの防止等に係る施策の推進

県全域において，いじめの防止等に向けた対策が実効的に推進されるよう，各学校 や市町教委と更なる連携を図り，いじめの防止等に係る情報の共有や提供，取組に対 する必要な指導助言又は支援等について，次の 3 点から施策を実施する。

- 県立学校を所管する県教委として実施する施策
- 市町教委に対して必要な指導助言又は支援を行う県教委として実施する施策
- 私立学校を所轄する知事として実施する施策


## ○ 人材の確保及び生徒指導•教育相談体制の充実

生徒指導は，すべての教職員が，すべての児童生徒を対象に，すべての教育活動 を通して行うものであり，開発的•予防的な視点に立ち，児童生徒に寄り添いなが ら，きめ細かな支援ができる人材の確保に努める。

また，校長のリーダーシップの下，生徒指導主任等を中核として，迅速•的確か つ組織的な対応ができるよう，生徒指導•教育相談体制の充実•強化を図るととも に，スクールカウンセラー（以下「S C 」という。）・スクールソーシャルワーカ ー（以下「S S W」という。）を配置し，幅広く外部専門家の協力を得られる体制 の拡充を図る。

## ○ 学校サポートチームの派遣

いじめ等が発生し，当該校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合に ついて，その解決を図るため，やまぐち総合教育支援センターによる「学校サポー トチーム」を派遣し，当事者間の関係を調整するなどの適切な支援を行う。

## ○ いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

24 時間体制での「24時間子どもS OSダイヤル（やまぐち子どもS O S ダイ ヤル）」による電話相談や，やまぐち総合教育支援センターにおける教育相談等の充実を図るとともに，様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制 の強化及び相談窓口の広報•周知を図る。

## ○ 学校と家庭，地域が組織的に連携•協働する体制の充実

法に規定された保護者の責務等を踏まえた保護者を対象とした啓発活動や，より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため，P T A や学校評議員，学校運営協議会委員，地域協育ネット等との連携促進に努め，学校と家庭，地域が組織的に協働する体制の充実を図る。

## ○ S C，S SW等外部専門家との連携

当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめ に係る相談を行うことができるようにするため，S C ，S S Wの配置，弁護士等の専門家の派遣，人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図り，いじめへ の対処の際にこれらの支援を行うことを，予め周知しておく必要がある。また，学校における教職員の教育相談能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等に ついての校内研修の充実が図られるようにも支援する。いじめに関する通報及び相

談体制を整備した場合，児童生徒から活用されるよう，自らの取組を積極的に周知 する。特に，S C，S S Wは，学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は，自らその一員であることを児童生徒，保護者等に積極的に伝える取組を行い，周知 の際には，相談の結果，いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示 すなど，児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

## ○ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し，いじめの問題に適切に対応できるよう，やまぐち総合教育支援センターや市町教委と連携して教職員研修の充実を図るとともに，県教委作成の「問題行動等対応マニュアル」「STOP！！いじめ ～今日からできる 10 のポイント～」等の教職員向け指導資料等の活用を促進する。

## ○ インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」と

 いう。）の防止等への支援児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し，情報社会に主体的に対応し ていけるよう，情報モラル教育の更なる充実を推進する。

また，インターネット上の不適切な書き込み等の発見•対応等については，県全域のネットパトロール等や，やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイ ザー等から指導助言等を得ることのできる体制を拡充するとともに，関係機関と連携した取組を支援する。

## ○ いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の定期的な調査，学校訪問等による実地調査，いじめ防止•根絶強調月間における学校の取組や児童生徒の主体的な活動，インターネット上の いじめへの対応の在り方等について，県内の状況を把握し，施策等に反映させる。

また，学校における「未然防止」「早期発見」「早期対応」に係る実効性のある取組事例等を広く周知し，県内全域での取組の活性化を図る。

## ○ 学校相互間の連携協力体制の充実•強化

いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合 であっても，学校がいじめを受けた児童生徒•保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導，保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするた め，学校相互間の連携協力体制の充実•強化を図る。

## ○ いじめ防止•根絶に向けた取組の推進

－県教委では，毎年10月を「いじめ防止•根絶強調月間」と位置付けており，各学校におけるいじめ防止•根絶に向けた取組を推進するため，チェックリスト の活用による定期的なアンケート調査，個人面談の取組状況の点検•評価，児童会•生徒会等による主体的な活動の充実を図る。
－学校いじめ対策組織の役割が果たされているかどうか確認し，必要な指導•助言を行う。

## ○ 道徳教育，体験活動等の推進

豊かな情操と道徳心を培い，児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが， いじめの防止に資することを踏まえ，いじめに正面から向き合うことができるよう， すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに，本県独自の体験学習法 であるAF P Y（Adventure Friendship Program in Yamaguchi）や多様な体験活動を通して，コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取組を推進する。

## ○ 学校評価の留意点

学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏 まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知•徹底するとともに，児童生徒や地域の状況 を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって，学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付 けるよう，各学校に対して，必要な指導助言を行う。

## ○ 教職員評価の留意点

教職員評価において，学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際，教職員評価においていじめの問題を取 り扱うに当たっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際，問題を隠さず，迅速 かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう，各学校における教職員評価への必要な指導助言を行う。

## ○ 学校運営改善の支援

教職員が子どもと向き合い，保護者，地域住民，関係機関等との連携を図りつつ， いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう，いじめに適切に対応で きる学校指導体制の整備を推進するなど学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や，地域学校協働活動の推進等により，いじめの問題など，学校が抱える課題を共有し地域ぐる みで対応する仕組みづくりを推進する。

## （4）いじめの防止等のための財政上の措置

いじめの防止等に係る施策推進のため，必要な財政上の措置，その他人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

## （1）「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては，いじめの防止等の取組が体系的•計画的かつ具体的に行われる よう，児童生徒•保護者や地域の意見等を踏まえ，法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定することとし，通知等により児童生徒•家庭•地域に周知を図る。また，学校ウェブサイト等を活用し，公開する。

「学校基本方針」は，「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組を実効的に行らため，学校の生徒指導体制や教育相談体制，校内研修について定めるとともに，年間計画に基づき，家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

## 【意義】

－「学校基本方針」に基づく対応が徹底されることにより，教職員がいじめを抱え込まず，かつ，学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織とし て一貫した対応となる。
－いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは，児童生徒及びその保護者に対し，児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに，いじめ の加害行為の抑止につながる。
－加害者への成長支援の観点を「学校基本方針」に位置付けることにより，いじめ の加害者への支援につながる。

## 【具体的内容】

－いじめに向かわない態度•能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さな い環境づくりのために，年間の学校教育活動全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的•計画的に行われるよう，包括的な取組の方針を定め，その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。
－アンケート，いじめの通報，情報共有，適切な対処等のあり方についてのマニュ アルを定め（「早期発見•早期対応のマニュアル」の策定等），それを徹底するた め，「チェックリストを作成•共有して全教職員で実施する」などといった具体的 な取組を盛り込む必要がある。そして，これらの「学校基本方針」の中核的な策定事項は，同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止，早期発見及び早期対応

の行動計画となるよう，教職員のいじめに係る資質能力向上を図る校内研修の取組 も含めた，年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
－いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から，加害児童生徒が抱える問題 を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。加えて，より実効性 の高い取組を実施するため，学校いじめ対策組織を中心に，「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し，必要に応じて見直す，とい う P D C Aサイクルを，「学校基本方針」に盛り込んでおく必要がある。
－「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において，いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・い じめを許さない環境づくりに係る取組，早期発見•早期対応のマニュアルの実行，定期的かつ必要に応じたアンケート，個人面談•保護者面談の実施，校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し，学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図 る必要がある。
－「学校基本方針」を策定するに当たつては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た「学校基本方針」になるようにすることが，「学校基本方針」策定後，学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから， これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携につ いて定めることが望ましい。また，児童生徒とともに，学校全体でいじめの防止等 に取り組む観点から，「学校基本方針」の策定に際し，児童生徒の意見を取り入れ るなど，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できる よう留意する。
－策定した「学校基本方針」については，各学校のホームページへの掲載その他の方法により，保護者や地域住民が「学校基本方針」の内容を容易に確認できるよう な措置を講ずるとともに，その内容を，必ず入学時•各年度の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明する。

## （2）「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

各学校においては，国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として，「いじめ対策委員会」を置くこととし，管理職，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導に関わる教職員，さらに，可能な限り心理や福祉の専門家であるS C，S S W，弁護士，医師，少年安全サポーター等の外部専門家を当該組織に参画させ，実効性のある人選とする必要がある。

また，組織的に対応することにより，特定の教職員で問題を抱え込まず，学校が複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該委員会は，学校の組織的ないじめ対策の中核として，「学校基本方針」に基づ くいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに，学校評価の評価項目に位置付け，P D C A サイクルによる検証等を行い，恒常的に改善を図る。

具体的には，次の役割を担う。

## 【未然防止】

いじめの未然防止のため，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見•早期対応】
$\diamond ~ い し ゙ め の 日$ 早期発見のため，いじめの相談•通報を受け付ける窓口としての役割
$\diamond$ いじめの早期発見•早期対応のため，いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
$\diamond$ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み を含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童生徒に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめで あるか否かの判断を行う役割
$\diamond$ いじめの被害児童生徒に対する支援•加害児童生徒に対する指導の体制•対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校基本方針」に基づく各種取組】
$\diamond$ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成•実行•検証•修正を行う役割

「学校基本方針」における年間計画に基づき，いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割

「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，「学校基本方針」の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには，学校 いじめ対策組織は，児童生徒及び保護者に対して，自らの存在及び活動が容易に認識 される取組（例えば，全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組 を説明する等）を実施する必要がある。また，いじめの早期発見のためには，学校い じめ対策組織は，いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し，事案を迅速かつ適切 に解決する相談•通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要が ある。

設置に当たっては，既存の「生徒指導部会」などを基盤とすることも可能であるが，教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた，教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために，児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し，学校のいじめ対策の企画立案，早期対応等を，すべての教職員が経験するこ とができるようにする。また，適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用でき るよう，学校の実情に応じて，構成員全体の会議と，その下の実働的な部会に役割分担をして柔軟な組織とするなど工夫•改善する。


## （3）人権が尊重された学校づくり

いじめは，著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり，未然防止に努める ことが大切である。「いじめは人間として，絶対に許されない」という意識を徹底す るとともに，互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう，組織的，計画的に人権教育に取り組む。

## （4）豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組
児童生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて，知•徳•体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには，学校の教育活動全体を通して，いじめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い，児童生徒 が「心を開き，心を磨き，心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ること が必要である。

## ○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため，児童生徒の規範意識を醸成する取組が重要である。そ のため，「きまりを守ること」「節度ある生活をすること」「礼儀正しく人と接す ること」について，児童生徒の心身の成長の過程に即した指導を行い，児童生徒が集団生活や社会生活において，それぞれの段階で守るべき規範に基づき，主体的に判断し，行動できるよう，重点的かつ具体的な取組を行う。

## ○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方，自他の権利の尊重，人としての暮らし方やふるまい方等を学 ぶため，地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動，ふれあい体験等，学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

## （5）いじめの防止等に関する措置

## ○ 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ，すべての児童生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止の取組として，児童生徒が自主的にい じめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む とともに，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加•活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また，児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実 が把握される例も多く，それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めて おく必要がある。さらに，いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要 となる場合があるため，児童生徒に対しては，傍観者とならず，周囲の教員に報告 するなど，いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

## ○ 早期発見

いじめは，気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため，些細な兆候 であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から的確に関わりをも ち，いじめを軽視したり，隠したりすることなく，積極的に認知することが必要で ある。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童生徒が示す変化 やサインを見逃さないよう，短い間隔での生活アンケート，個人面談や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取 り組む。

## O 早期対応

学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，他の業務に優先し て速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が，いじめに係る情報 を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，法第 23 条第 1 項の規定に違反し得る。

また，各教職員は，学校の定めた方針等に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において，いじめの情報共有の手順や共有すべき情報の内容 を明確に定めておき，情報共有を行った後は，事実関係を確認の上，組織的に対応方針を決定し，被害児童生徒を徹底して守り通す。いじめを行っている児童生徒に対しては，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について， S CやS S W等との連携はもとより，弁護士，民生委員•児童委員，人権擁護委員，少年安全サポーター等の外部専門家や，警察，児童相談所，福祉部局等の関係機関 との連携を一層促進し，いじめの防止等に係る取組の充実•強化を図る。

## （6）いじめの解消について

いじめは，単に謝罪をもつて安易に解消とすることはできない。いじめが「解消し ている」状態とは，少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし， これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

## （1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかか わらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害•加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止ん でいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

## （2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒 がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等に より確認する。

学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し， その安心•安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ること を踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。

## 3 重大事態への対応

いじめの重大事態については，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガ イドライン（平成 2 9 年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

## （1）重大事態の判断及び報告

重大事態とは，以下の場合をいう。
－いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害 が生じた疑いがあると認めるとき
－いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（法第28条）
※「生命，心身又は財産に重大な被害」とは，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断 することとし，次のようなケースが想定される。
$>$ 児童生徒が自殺を企図した場合＞身体に重大な傷害を負った場合
$>$ 金品等に重大な被害を被った場合＞精神性の疾患を発症した場合
※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も，学校 の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

学校は，当該事案が重大事態であると判断したときには，県立学校は県教委を経由 して知事へ，私立学校は当該学校を所轄する知事へ，速やかに事態発生について報告 する。

また，児童生徒•保護者から，「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立 てがあったときは，学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態 とはいえない」と判断したとしても，重大事態が発生したものとして調査•報告する。
児童生徒又は保護者からの申し立ては，学校が把握していない極めて重要な情報で ある可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言で きないことに留意する。

## （2）重大事態の調査

## （1）調査の主体の決定

調査の主体は，学校が主体となって行う場合と，県教委又は学校法人が主体とな って行ら場合があり，当該事案の指導経過や特性，いじめを受けた児童生徒•保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態 の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと県教委又は学校法人が判断す る場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，県教委又 は学校法人において調査を実施する。
なお，学校が調査主体となる場合であっても，県教委又は学校法人は，当該学校 に対して必要な指導，また人的措置も含めた適切な支援を行う。

## （2）調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を明確にし，学校，県教委又は学校法人が真摯に事実に向き合らことで，当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，い つ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校•教職員がどのよ うに対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にすることである。

## （3）調査の組織

学校が調査主体である場合は，「いじめ対策委員会」を中核として，并護士，医師，民生委員•児童委員，人権推護委員，少年安全サポーター等の参加を図ること により，中立性•公平性を確保した上で調査を行う。
なお，県立学校が主体で調査を行った場合，調查結果について，外部専門家で構成する「いじめ問題調査委員会」が，必要に応じて検証活動を行らことがある。

県教委が調查主体の場合は，「いじめ問題調查委員会」により，中立性•公平性 を確保した上で調査を行う。

私立学校においても，平素から職能団体や大学等と連携の上，調査委員会を設置 するなど，重大事態の発生に対応できる体制整備に努めることとする。

## （4）調査結果の報告及び提供

学校，県教委又は学校法人は，いじめを受けた児童生徒•保護者に対して，調査

により明らかになった事実関係等について，個人情報に十分配慮した上で，適切に提供するものとする。その際，いたずらに個人情報保護を楯に説明等を总ることが あってはならない。
その説明等を踏まえて，いじめを受けた児童生徒•保護者が希望する場合には，学校，県教委又は学校法人は，いじめを受けた児童生徒•保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えることとする。

調査結果については，県立学校は県教委を経由して知事へ，私立学校は当該学校 を所轄する知事へ，速やかに報告を行う。

## 自殺の背景調査について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については，文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省•児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ，遺族の心情に寄り添い，要望や意見等を十分に聴き取りながら，知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

いじめがその要因として疑われる場合等，遺族がより詳しい調査を望む場合は，法第28条第1項に定める調査に相当することとなり，学校，県教委又は学校法人 は，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，中立的な立場の調査委員会は，それらの信頼性の吟味を含 めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく，公平•中立かつ総合的に分析•評価を行うこととする。

また，情報発信•報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったとの決めつけや断片的な情報による誤解を与えることのな いよう留意する。

なお，亡くなった児童生徒の尊厳の保持や，子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（2000年）を参考にする必要がある。

## （3）再調査及び措置等

県立学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた知事は，当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるとき

には，第三者組織を設置し，調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこととする。再調査の進捗状況等及び結果については，いじめを受けた児童生徒•保護者に対して適切に情報を提供する。

知事及び県教委は，再調査の結果を踏まえ，その権限及び責任において，当該調査 に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

知事は，県立学校について再調査を行ったときは，個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で，調査結果を県議会に報告する。

私立学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた知事は，必要に応じて，私立学校法の規定に基づく報告の徴収や指導助言を行うなど，適切に対応する。

## （4）留意事項

「いじめ問題調査委員会」による調查を実施する際には，学校及び県教委は，積極的に資料を提供するとともに，質問紙調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し，たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても，真摯に向き合 うことが重要である。

また，質問紙調査を実施するに当たつては，いじめを受けた児童生徒•保護者に結果を提供する場合があることを踏まえ，調査対象の児童生徒•保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要である。

なお，重大事態が起こった場合は，いじめを受けた児童生徒はもとより，関係のあ った児童生徒は深く傷つき，学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら，安心•安全な学校生活を取り戻し，学校機能の回復に努めることが重要である。

## ○ 重大事態発生時の調査等のフロー


（知事が必要であると認める場合）


## II その他の重要事項

「山口県いじめ問題対策協議会」は，県内のいじめの状況等を踏まえ，「山口県いじ め防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう，恒常的に評価•検証し，取組内容の改善を図ることとする。

また，国の基本方針の見直しがあったとき，あるいは，「山口県いじめ問題対策協議会」が見直しの必要があると認めるときは，本方針を改訂していくこととする。

## 第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

## I 学校が行う具体的な取組

学校は，いじめの防止等の取組をどのようにして行うかについての基本的な方向や取組 の内容等を，「学校基本方針」として定め，管理職，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導に関わる教職員，心理や福祉の専門家であるS C， S S Wから構成される「いじめ対策委員会」を設置し，必要に応じて地域や学校等の関係者，弁護士，医師，少年安全サポーター等の外部専門家の参画を得る。

いじめの防止等の取組については，「学校基本方針」に基づき，学校の教育活動全体を通して児童生徒一人ひとりを大切にする教育の推進が重要であり，教職員の資質•能力の向上，児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備，認知したいじめに対する迅速•的確かつ組織的な対応等の取組については，「いじめ対策委員会」が中核となり，これまで以上の意識改革に基づく計画的•継続的な取組が必要である。

このため，すべての教職員はもとより，家庭•地域との連携を密にして，以下の 4 点を対応の視点として，いじめの問題への取組を推進する必要がある。

1 未然防止（いじめの予防）
2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
4 重大事態への対応
（生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

## ■1 未然防止（いじめの予防）

## （1）生徒指導•教育相談の充実•強化

いじめの問題を根本的に解決するためには，児童生徒が本来もつているよさや可能性を引き出すなど，開発的•予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには，児童生徒の状況等について日頃から教職員間で，情報共有等に努めることが必要であ る。

## ○ 教職員の資質•能力の向上

－すべての教職員の共通理解を図るために，積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究，教育相談等）を実施する。
－教職員自身が人権意識を高め，体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

## ○ 生徒指導部会等の在り方

－問題行動等の報告•対応にとどまらず，いじめの問題に対する取組等の評価•検証•改善を図る場とする。
－各分掌•各学年と情報共有を図りながら，定期的に開催する。

## ○ 教育相談の充実

－すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるよう，開発的•予防的な援助の機能を重視する。
－校内の相談窓口を児童生徒に周知し，不安や悩みなどを受け止める体制の充実 を図る。

## ○ 児童生徒の行動観察

－給食（昼食）時，休咊時間，清掃活動，部活動等，できるだけ児童生徒とのふ れあいの機会を増やし，児童生徒の行動を観察すると同時に，信頼関係をつくる。

## ○ 児童生徒理解

－日記•生活ノート，生活アンケート，相談カード，県教委作成の「学校適応感調査『 F i t 』」など客観テストなどを通して，児童生徒理解に努める。

## ○ 家庭•地域との連携

－P T Aや地域協育ネット，学校支援ボランティアなど，家庭•地域と連携し，一層，開かれた学校づくりを推進する。

## ○ 校種間連携の一層の促進

－異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築等が重要であ るため，校種間連携の一層の促進に努める。

## ○ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

－部活動休養日の設定，部活動指導員の配置，教員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し，教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

## ○ 学校いじめ対策委員会の周知

－いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されない のか。」等）を，学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施す るなど，学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組 を行うよう努める。

## ○ 指導上の配慮が必要な児童生徒

－発達障害を含む，障害のある児童生徒がかかわるいじめについては，教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童生徒のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
－海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒，国際結婚の保護者をもつなど の外国につながる児童生徒は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難 を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがない よう，教職員，児童生徒，保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進する とともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。
－性同一性障害や性的指向•性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するた め，性同一性障害や性的指向•性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
－東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難してい る児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については，被災児童生徒が受け た心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童生徒に対するいじめの未然防止•早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め，学校として特に配慮が必要な児童生徒については，日常的 に，当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行らとともに，保護者との連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## （2）学校の教育活動を通した取組

いじめを防止するためには，学校の教育活動を通して，児童生徒が，互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み，一人ひとりの存在を認め合い，互いに個性を尊重 する中で，児童生徒一人ひとりが，安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進

めることが必要である。

## ○ 各教科•総合的な学習の時間

－授業に対する教員の心構え
児童生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから，授業者から受ける影響は大きい。そのため教員は，真剣な姿勢で授業に臨み，人権尊重の視点に立った指導を行わなければならない。例えば，授業中に失敗した友だちをち やかす，またそのことを助長するような場面等があれば，決して見逃してはなら ない。児童生徒同士または教員との信頼関係を基盤として，学習環境の整備，学習規律の徹底等に努め，教育効果を高める授業づくりを行う。
－学び合いのある授業づくり
児童生徒自ら，考え，判断し，表現する学習活動を通して学び合い，学習内容 を深めていくことができるよう，教員は授業を組み立てる中で，常に児童生徒の考えや意見を意味付け，価値付け，さらに他の児童生徒へ投げ掛け，新たな意見 を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

## ○ 道徳

－道徳的実践力の育成
道徳科の授業では，「公平•公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」な どの内容項目でいじめの問題を扱うことができるが，児童生徒の心をゆさぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく，児童生徒が自分自身 の実生活や体験に目を向けることにより，「いじめを見抜く」「いじめを許さな い」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
－道徳教育を中核とした心の教育の推進
学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し，「道徳教育担当教師」を中心と した学校の組織的な取組を推進するとともに，県教委作成の指導資料「心を耕す」 や「（改訂版）いのち・なかま・やくそくを大切にする心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」などの活用により，児童生徒の社会性や規範意識等 の豊かな心を育み，一人ひとりの健全な成長が促されるよう，取組の重点化を図る。

## ○ 特別活動等

－児童生徒の主体的な取組の充実
児童生徒が自ら企画したことに意欲的に取り組む過程で，他者との協力の大切 さを感じ，成し遂げる喜びを体験していくことができ，自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくるものである。

このため，学級活動・ホームルーム活動をはじめ，学校行事，児童会•生徒会活動，クラブ活動及び部活動において，児童生徒が主体的に取り組めるよう，内容•方法等を工夫改善する。
－集団活動及び体験活動の推進
他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するため，社会性を育み，人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動，自然体験活動，ボラン ティア活動等を，学校•地域の実態に即して，効果的•計画的に実施する。
－部活動での好ましい人間関係づくり
中•高校生にとって，自主性を重んじ，同好の生徒によって行われる部活動は，生徒同士が互いに協力し合って友情を深め，好ましい人間関係を育むなど，教育的な価値も大きい。このため，顧問教員等の指導の下，生徒の能力•適性，興味•関心等に応じて，自ら課題を見つけ，主体的に判断し，課題を解決するなどの自己指導能力を育成する。
－指導上の留意点
指導に当たっては，発達の段階に応じて，児童生徒がいじめの問題を自分のこ ととして捉え，考え，議論することにより，正面から向き合うことができるよう，実践的な取組を行う。また，その際，いじめは重大な人権侵害にあたり，被害者，加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり，決して許されないこ と，いじめが刑事罰の対象となり得ること，不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても，実例（裁判例等）を示しながら，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。

## ○ 情報モラル教育

インターネット上のいじめは，外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で，一度インターネット上で拡散して しまったいじめに係る画像，動画等の情報を消去することは極めて困難であるこ と，一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校，家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど，深刻な影響を及ぼすものであることを理解させ るために，情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

## ○ 自殺予防教育の導入

近年，いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており，児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため，児童生徒が自 ら命の危機を乗り越える力，児童生徒同士が相互に危機を察知し，適切に対応する

力等を身に付ける自殺予防教育について，今後，国の動向を踏まえながら，導入を検討する。

子どもを直接対象とした自殺予防教育を進めるためには，学校内の実施体制の構築が必要なため，既存の教育相談，生徒指導，人権教育等の組織を活用し，管理職，各学年の担当教員，教育相談，生徒指導，人権教育等の担当教員，養護教諭，S C等で構成されるこの組織が中心となって，教員研修を実施するなど学校全体での合意形成を行うとともに，実施計画や具体的なプログラム内容の検討，自殺予防教育と の関わりの深い，精神保健福祉センターや児童相談所等の関係機関との連携を図る。

## （3）「いじめ対策委員会」による評価•検証•改善

当該委員会は，いじめの防止等の取組について，「学校基本方針」の策定や見直し， いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など，日常的に評価•検証•改善していくことが求められる。このため，当該委員会に児童生徒の様子等（観察による見取り，生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され，速やかにすべ ての教職員に情報共有が図られる体制づくりが欠かせない。学校における様々な取組 をいじめの未然防止の視点から捉え直し，主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

## （4）学校評価による評価•検証•改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において，いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめ を許さない環境づくりに係る取組，早期発見•早期対応のマニュアルの実行，定期的か つ必要に応じたアンケート，個人面談•保護者面談の実施，校内研修の実施等）に係 る達成目標を設定し，学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し，改善を図る。

## （5）家庭•地域との連携

いじめの問題は，学校だけで解決しようとせず，家庭•地域と緊密に連携•協働し て解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭•地域に開かれたものにしていくため， P T Aや地域の関係団体と共に協議する機会を設け，「学校基本方針」の共通理解を図りながら，情報交換や協力の要請を行う。

また，学校は家庭•地域に対して，学校の相談窓口を周知するとともに，寄せられ るいじめや，これに関連すると思われる情報に対し誠意ある対応を行う。

## ○ 家庭との連携

－大人の意識の向上
日頃から，「学校基本方針」に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を，機会あるごとに家庭に示し，いじめに対する認識や，協働した取組への理解を求める。

## 大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し，真剣に取り組む。

－日頃からの信頼関係づくり
保護者の訴えから認知されるケースも含め，認知したいじめを解決していくため には，保護者との緊密な連携を図り，心の痛みを共有しながら取組を進めていくこ とが必要であることから，その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

## ○ 地域との連携

児童生徒の実態等を地域にも知らせ，いじめの問題に対する関心を高めるととも に，地域と連携していじめ対策に取り組む。
－地域の環境づくり
P T Aはもとより，学校運営協議会，地域協育ネット，青少年健全育成協議会等の関係団体，少年安全サポーターや所轄警察署等と，いじめについて協議する機会を設けるなど，いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。

また，登下校時，放課後や休日，長期休業中の校外生活について，地域の協力 を積極的に求めていくとともに，地域との情報交換を密にし，日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り，学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
－子どもの活動への支援
児童生徒が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよ う，十分な配慮を行う。

## ○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め，日常の学校生活の状況等を家庭•地域に積極的 に提供する。

## 情報発信の方法や場の例

学校だより，学年•学級通信，P T A だより，学校ウェブサイト，学校評価結果等の公表，学級•学年懇談会，PTA総会における協議，学校支援ボランティア，民生委員•児童委員等との交流 等

## ■2早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ，早期発見につなげるため，いじめを次の 3 つのレベルに分類する。

## 【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合，しばしば見られる日常的衝突の中で，定義に照らし，いじめと認知すべきもの。

## 【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが，日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので，学校として個別の生徒指導体制を構築し，継続的に解消に向けた取組を進めたり，経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

## 【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち，法に定める「重大事態」に該当する，又はいじめに起因し て児童生徒の欠席が続いているなど，最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるも の。

また，「いじり」と言われる行為について，いじめとの境界は不明瞭であるため，見 えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため，「いじ り」の背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当 するか否かを判断するものとする。
－「いじり」は，本人が否定せず，笑って相手に合わせていたとしても，いじめの可能性があることに，教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくて も，受けた側が苦痛を感じれば，「いじり」や「からかい」もいじめだという認識 を持つこと。
－しばしばいじられている児童生徒について，教職員•保護者で情報を共有し，家庭と連携し，組織的かつ適切な対応を行うこと。
－行き過ぎた「いじり」には，その都度教職員が介入し，適切な指導を行うこと。

## （1）校内指導体制の確立

いじめは，外から見えにくいことが多く，「いじめ対策委員会」が中核となって， すべての教職員が連携•協力して早期に発見することが必要である。

## ○ 複数の教職員による指導体制づくり

－担任だけでなく，副担任，教科担当教員，養護教諭，部活動顧問等との連携を密にする。
－学校栄養職員，学校事務職員，S C 等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して，いじめの早期発見のための留意点を踏まえ，日頃から児童生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。〔参考資料1〕
－学校評価における児童生徒•保護者アンケート，短い間隔で実施する生活アン ケート，個人面談等により，児童生徒•保護者等の実情をできるだけ正確に把握 するとともに，「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ，より多くの情報が寄せられるよう，恒常的にいじめの問題への取組について見直しを図る。

## 〔参考資料2〕

－全校体制で，児童生徒の多面的•多角的な情報収集•実態把握に努め，記録等 にまとめるとともに，すべての教職員で共有を図る。

## ○ 教育相談担当教員•養護教諭の役割

－教育相談担当教員，養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど，校務分掌上，適切に位置付け，S C 等，専門家と緊密な連携を図る。

## （2）具体的な取組

児童生徒や保護者•地域等に，すべての教職員が「いじめは人間として，絶対に許 されない行為である」「いじめを受けている児童生徒を必ず守り通す」といった，毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

児童生徒との信頼関係に基づき，正義感，倫理観，思いやりの心等，学校の教育活動全体を通して心の教育を推進し，指導の徹底を図る。

## ○ いじめを受けている児童生徒のサインを見逃さないための取組

－「誰にも相談できない児童生徒がいるのではないか」との認識の下，日常の観察，短い間隔で実施する生活アンケートや「Fi t 」など客観テストの実施によ り，総合的に内面の変化をとらえ，個別の教育相談を実施する。
－いじめが潜在化，偽装化していることから，日常の対話や遊びなどを通して，児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
－児童生徒に寄り添い，ささいなことでも相談しやすい環境づくりに努めるとと もに，日常的に機会をとらえて声かけを行う。
－アンケート調査や個人面談において，児童生徒が自ら S O S を発信すること及 びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童生徒にとっては多大な勇気 を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ，児童生徒からの相談に対しては，必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応する ことを徹底する。

## ○ 信頼感に基づいた教育相談活動

－教育相談室等で，悩みを抱える児童生徒が，他の児童生徒のことを気にするこ となく相談できるよう，落ち着いた雰囲気づくりに努める。
－必要に応じて，悩みの解消の方法等について，S C の指導助言を受けるなど，児童生徒の状況に応じた支援を行う。
－児童生徒に信頼感や安心感を抱かせるために，教育相談票を活用するなどの取組を行い，どのような悩みでも相談に応じるなど，寄り添った対応を行う。

## 〔参考資料3〕

## ○ ふれあいの時間を増やすエ夫

- 1日の時程表を見直すなどして，児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
- 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等，担任•副担任などの複数の教職員 が連携して行う。


## ○ 研修の充実

S CやS S W，ネットアドバイザー等と連携しながら，いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し，組織的•計画的な研修を行う。

## ○ 相談窓口の周知

－学校等に相談できずに，悩みを抱えている児童生徒•保護者がいつでも相談で きるように，様々な相談機関があることを周知する。
－いじめは，学校の内外を問わず起こる可能性があることから，塾やスポーツク ラブ，地域にある商店，コンビニエンスストア等にも，広く相談機関を周知する ことが望ましい。

## （3）家庭•地域との連携

学校評価結果の公表等の積極的な情報発信，学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で，開かれた学校づくりを推進する。定期的な学校公開日等の設定，学校支援ボランティアとの協働等，地域と連携•協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高める。また，保護者懇談会等においては，開催日時や開催場所を見直し，多 くの保護者が参加しやすいように工夫する。

## －家庭との連携

－学校評価等を活用し，保護者からの意見を課題把握に生かし，学校及び組織の活性化を図る。

- 懇談会の内容等が，学校からの一方的な伝達，依頼とならないよう工夫する。
- 定期的な学校だよりの発行，学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新，電子メール等を活用した情報発信に努め，学校に対して理解と信頼が深まる取組 を行う。


## －地域との連携

－地域にある商店やコンビニエンスストア，自動販売機の周辺，ゲームセンター など，児童生徒がよく立ち寄る場所を地域の青少年健全育成協議会等と連携して，組織的な巡回指導等を行う。
－種々の地域活動において，学校が中心となり，いじめの問題に関わる広報•啓発活動を行う。
－地域行事や各種の催事等に，児童生徒の積極的な参加を促す。

〔参考資料1〕学校における日常的な観察のポイント（問題行動等対応マニュアルより）

|  | いじめの早期発見チェックポイント |
| :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 始登 } \\ & \text { 對 } \\ & \text { 時 } \\ & \text { か } \end{aligned}$ | $\square$ 他の児童生徒よりも早く登校したり，遅く登校したりする。 <br> $\square$ いつも一人で登校するか，友だちと登校していても表情が暗い。 <br> $\square$ 自分からあいさつしょうとせず，友だちからのあいさつや言葉かけもない。 <br> $\square$ 元気がなく，顔色がすぐれない。 <br> $\square$ 理由のはつきりしない遅刻•早退を繰り返し，欠席も目立ってくる。 |
| 教 科 等 の 時 仿 間 | 授業が始まってから，一人遅れて教室に入ってくる。体の不調を訴え，度々保健室やトイレに行く。 <br> らつむきかげんで発言しなくなる。 <br> 指名されると，他の児童生徒がニヤニヤする。 <br> 教職員が誉めると，周りの子があざ笑ったり，しらけたりする。 <br> 何人かの視線が集中したり，目配せなどのやりとりがある。 <br> 発言するとやじられたり，笑われたり，泠やかしの声があがったりする。学習意欲がなくなり，成績が急に下がり始める。 <br> 配布したプリントなどが渡っていない。 <br> グループ活動の際，一人だけ外れている。 <br> ふざけた雰囲気の中で，係や委員等に選ばれる。 <br> 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。 <br> 教科書・ノートなどが紛失したり，落書きされたりする。 <br> 作品が傷つけられていたり，放り投げられていたりする。 |
| 休 み 時 相 間 | 仲のよかったグループからはずされ，教室や図書室等で一人ポツンとしている。一人で廊下や職員室付近をらろうろしている。 <br> 用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <br> 教職員にべたべた寄ってきたり，触れるようにして話したりする。 <br> 保健室に行く回数が多くなり，教室に戻りたがらない。 <br> 友だちと過ごしているが表情が暗く，おどおどした様子でついて行く。 <br> 遊びの中で笑いものにされたり，からかわれたり，命令されたりしている。 <br> 遊びの中で，いつも嫌な役をさせられている。 <br> いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 <br> 周りの友だちに異常なほど気遣いをしている。 <br> そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。 |
| 下 <br> 校 <br> 時 | 下校が早い。あるいは，用がないのにいつまでも学校に残っている。 玄関や校門付近で，不安そうな顔をしておどおどしている。 いつも友だちの荷物を持たされている。 靴や傘等がなくなる。 |
| そ <br> の <br> 他 | 給食（昼食）時間，机が微妙に離され，一人寂しく食べている。 <br> 給食のメニューによって，異常に盛りつけられたり，量を減らされたりする。 <br> 清掃時間，みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <br> 清掃時間，他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <br> $\square$ 部活動をよく休むようになったり，急にやめたいと言い出す。 <br> $\square$ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <br> $\square$ 理由のはつきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ，隠そうとする。 <br> －日記やノートなどに，不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。 |

## 〔参考資料2〕実態調査

誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下，短い間隔で生活アンケ ート等を実施する。実施に当たっては，単なる被害調査に陷らず，児童生徒一人ひとりが日々の生活を振り返って反省できるようにする。

その際，例えば「自宅に持ち帰って記載する」「封筒に入れて提出する」など，いじめ の被害にあっている児童生徒が，周囲の者を気にせず記載できるよう，十分に配慮する必要がある。
（1）学校は楽しいですか。
はい 楽しいときと楽しくないときがある いいえ
（2）友だちと楽しく過ごせていますか。
はい 楽しいときと楽しくないときがある いいえ
（3）がんばっていた友だちや「いいなあ」と思うようなことをしていた友だちを見つけましたか。
はい
だれのどんなところですか？
$\rightarrow$
いいえ
（4）悩んだり，いやな思いをしたりしたことがありましたか。
あった $\rightarrow$ 今の状況は？$\rightarrow$（なくなった 気にしていない まだ悩んでいる）
なかった
⑤ 友だちの中に，悩んだり，いやな思いをしたりしている人はいましたか。
いた いなかった
（6）家では，楽しく過ごしていますか。
はい 楽しいときと楽しくないときがある いいえ
（7）先生に相談したことがありますか。
ある ない
（8）来週，がんばりたいことは何ですか。

児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に，児童生徒が学校いじめ対策組織 の存在，その活動内容等について具体的に把握•認識しているか否かを調査し，取組の改善につなげることも有効である。

## 〔参考資料3〕教育相談票

定期相談を補足するものとして，相談票等を投函する「ポスト相談」が効果的である。

## 教育相談票について

毎日の生活の中で，皆さんはいろいろな心配ごとや悩みに出会っているかもしれません。勉強 のこと，友だちのこと，自分の性格や身体のことなど，困っていることや，不安なことを解決 するために教育相談があるのです。

相談を受けたい人は，相談票に相談内容と相談したい先生の名前を記入して，相談箱に入れて ください。相談の内容については，秘密を守ります。

相談を受ける手順は，次のとおりです。
（1）相談票に，ア 学年•組•氏名を記入する。
イ 相談する内容を記入する。
ウ 相談したい先生を記入する。
（2）記入した相談票を相談箱に中に入れる。
（3）先生から返事をもらい，決められた日に相談を受ける。
※ 返信票に相談する日時と場所が記入されているので，その日に相談を受けてください。 どうしても都合の悪い場合は，早目に連絡してください。

相 談 票
$\qquad$年 $\qquad$組 $\qquad$番 氏名 $\qquad$

相談したいこと（番号に○をつける）
1 勉強方法のこと
2 成績のこと
3 友だちのこと
4 異性のこと
5 クラブ・部活動のこと
6 自分の身体のこと
7 家のこと
8 クラスのこと
9 将来•進路のこと
10 自分の性格のこと
11 その他

相談内容を具体的に書いてください。 （書けなければ，無理に書くことはありません）

○相談したい先生は
先生）※スクールカウンセラーでも構いません

返 信 票
$\qquad$年組 $\qquad$番 氏名 $\qquad$ さんの相談票を拝見しました。
（）相談に応じる先生先生

相談について
（ ）相談日時•場所
月
日（ ）昼休み・放課後

## 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

## （1）学校の体制づくり

学校として，「学校基本方針」やマニュアル等において，いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等）を明確に定め ておく必要がある。これらのいじめの情報共有は，個々の教職員の責任追及のために行らものではなく，気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり，学校の管理職は，リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要 がある。

また，必要に応じて，やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームや，弁護士，医師，民生委員•児童委員，人権擁護委員，少年安全サポーター等，外部専門家との連携を図る。

## ○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは，担任や教科担任，部活動顧問等，担当教職員が事案やささいな兆候や懸念，情報を一人で抱え込むことなく，または対応不要であると個人で判断しない よう，学校として情報共有を基に，「いじめ対策委員会」を中核として，全校体制 でいじめ解決に向けた取組を行う。
－いじめに係る情報の報告•相談
児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告•相談があったときに，学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ，児童生徒は「報告•相談しても何もしてくれない」と思い，今後，いじめに係る情報の報告•相談を行わなくなる可能性がある。このため，いじめに係る情報が寄せられたとき は，教職員は，他の業務に優先して，かつ，即日，当該情報を速やかに学校いじ め対策組織に報告し，学校の組織的な対応につなげる必要がある。
－事実関係の確認
いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合，日常の観察や聴き取りなどにより，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で，状況等の詳細を把握する。その際，いじめの四層構造を踏ま え，内容，時期，関係した児童生徒などについて明確にし，5 W 1 Hに留意して，記録する。
※ $5 \mathrm{~W} 1 \mathrm{H} \cdots$ when ：いつ，where：どこで，who：誰が，what ：何を，why ：なぜ，how：どのように
－「いじめ対策委員会」の開催
把握した事実を基に，今後の対応等について，「いじめ対策委員会」を開催し，協議する。
－いじめを受けている児童生徒への対応
いじめを受けている児童生徒が相談しやすい教職員が担当する。
－いじめを行っている児童生徒への対応
複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
－周りの児童生徒（観衆•傍観者）への対応
複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
－いじめを受けている児童生徒の保護者への対応
担任が主に担当するが，必要に応じて，生徒指導主任，管理職等複数の教職員 が誠意をもつて対応する。
－いじめを行っている児童生徒の保護者への対応
面談の目的•役割•分担•対応の実際等を事前に協議した上で，担任，生徒指導主任，管理職等の複数の教職員が対応する。
－PTA等への働きかけ
管理職，地域連携担当教職員等が担当する。
－教育委員会，関係諸機関との連携
管理職，生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては，担当者同士が日常的 に連絡を取り合う中で，いじめを認知した場合に想定される支援を要請しておく。

## （2）対応する上での留意点

## ○ いじめを受けている児童生徒•保護者への対応

－いじめを受けている児童生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解 するとともに，「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
－いじめを受けている児童生徒に対して事実確認を行う際には，その出来事を思 い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
－本人の要望等を聴き取りながら，学校生活のいろいろな場面で，支え，励まし，本人のよさを認めることによって，自信を回復させ，精神を安定させていくこと に努め，さらに，必要に応じ，被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PT S
D）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
－「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は，逆に本人の自

信を失わせる可能性があるため，避けなければならない。
－いじめの事実を認知後，直ちに状況を整理し，できる限り早期に保護者に正確 に伝えることが肝要である。また，家庭訪問の了解を取った上で，担任と管理職等複数の教職員で訪問し，保護者の心情に寄り添いながら，学校管理下で起こっ たことに対する謝罪，状況や今後の対応方針等の説明，解決に向けての協力依頼等，誠意をもつて対応する。

## ○ いじめを行っている児童生徒•保護者への対応

－いじめの解決に当たっては，当事者だけでなく，周りの児童生徒（観衆•傍観者）からも詳しく事情を聴き取り，事実関係を正確に把握する。
－叱責や注意ばかりでなく，なぜそのような行為に及んだのかという背景につい て，本人の話を十分に聞き，心情をくみ取る。
－例えば，好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感 じさせてしまったような場合や，軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等におい ては，「いじめ」という言葉を使わず指導するなど，柔軟な対応による対処も可能である。ただし，学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。
－自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ，内省を促す。「説得より納得」が重要である。
－相手の気持ちを理解することにより，再びいじめを行わない気持ちを強くもた せることを中心に指導する。
－保護者への対応については，担任，生徒指導主任，管理職等複数の教職員が面談することとし，当該児童生徒への指導•支援の在り方を共に考え，今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて，謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

## ○ 周りの児童生徒（観衆•傍観者）－保護者への対応

－「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは，「いじめをすること と同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し，いじめは許されないと いう校内の雰囲気づくりに努める。
－周りではやしたてる児童生徒（観衆）や見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者） に対しては，いじめを受けている児童生徒が，いじめによってどんなに辛く，悲 しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
－いじめを見た場合には，制止するか，それができなくても教職員に相談するよ らに指導する。いじめを報告してきた児童生徒に対しては，その勇気と態度を称賛し，当該児童生徒を守るために，秘密を厳守し，特定されないよう配慮する。

## ○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて，臨時の保護者会を開催するなど，当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明，根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめのアフターケア
「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求 めて指導した」などの指導等により，一旦「いじめがなくなった」ように見えても，更に偽装化，陰湿化され，いじめが継続している場合もあるため，「いじめをやめ ること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。いじめが解消 している状態に至った上で，関係した児童生徒の事後の様子を継続的に注視し，被害児童生徒の回復，加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去，両者の関係修復を図るなど，当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

## （3）教育相談の在り方

いじめを受けている児童生徒の心のケア，いじめを行っている児童生徒の内省を促 す支援等については，教職員による児童生徒の心情に寄り添った教育相談を行らこと はもとより，臨床心理に関して専門的な知識•技能を有するS C と連携し，個別支援 を行う。

また，保護者の虐待や養育の不十分さ，経済的問題等に起因して，児童生徒がいじ め行為に至ることもあるため，福祉の専門家であるS S Wによる家庭支援を積極的に進める。

## ○ いじめを受けている児童生徒に対する教育相談

いじめを受けている児童生徒に対しては，精神的に安定し自信をもつことができ るよう，児童生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し，寄り添う。より高い専門性が必要な場合は，積極的にS CやS S W等と連携する。

## 進め方の例

（1）心身の安全を保障し，不安感を取り除く。
（2）いじめの解決に向け，教職員も一緒に取り組み，必ず守り通すという気持 ちを伝える。

③ いじめを受けている児童生徒の心情に寄り添う。

- いじめを受けている児童生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
- 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
- 事実をなかなか話せないことがあるので，形式的，表面的にならないで，共感的に聞き出す努力をする。
（4）気持ちを安定させ，自信をもたせる。
－当該児童生徒のよさを自覚させ，学校生活の中で更に伸ばしていくよう に励ます。
－学級や部活動等，所属する集団の中で，活動の機会や場を設定し，自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。
－指示的な対応は避ける。
（5）当該児童生徒が望む場合には教職員が立ち会い，いじめを行っている児童生徒と話し合う場をもつ。
（6）教育相談を継続する。


## ○ いじめを行っている児童生徒に対する教育相談

いじめを行っている児童生徒に対しては，「いじめは人間として，絶対に許され ない行為である」との認識に立ち，毅然とした態度で指導することが必要である。

いじめを行っている児童生徒の中には，家庭や学校で様々な不安や不満，心の葛藤をもち，それを他者に向けて「いじめ」という形で発散させていることもあるた め，児童生徒の生活背景を踏まえて，いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は，S CやS S W等と連携する。

## 進め方の例

（1）事実を把握する。

- いじめの事実，経緯，心情などを正確に聴く。
- いじめを行っている児童生徒の心情に寄り添いながら，聴き取り等を行う。
- いじめに加わっていた児童生徒が複数の時には，同時に複数の教職員が分担をして組織的に対応する。
（2）いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
－いじめを行っている児童生徒は，いじめを受けている児童生徒の精神的，肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめを受けている児童生徒に与えた苦しみや痛みが，いかに大きいかということに気付かせる。
－児童生徒の心身の成長の過程に即し，保護者と共に謝罪するなど，自分で責任ある行動を取るように指導する。
（3）自己指導能力を育む。
－児童生徒との信頼関係づくりに努めながら，いじめを起こした心理的背景 を共感的に理解するとともに，自分でどのように解決するか，今後どのよう な心構えで生活していくの加等について具体的に考えさせる。
－表面的には解決したように見えても，いじめが潜在化して，再発する場合 もあるため，内省を促すよう，しつかりと寄り添いながら対応する。
（4）好ましい人間関係の在り方について指導する。
⑤教育相談を継続する。


## （4）インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは，発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性，

非公開のS N S（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプ リの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また，インターネット上 のいじめは，刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪，民事上の損害賠償請求罪の対象となり得 る。学校の設置者及び学校は，児童生徒に対して，インターネット上のいじめが重大 な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ る取組を行う。

## O 初期対応

インターネット上の掲示板サイト，チャット，コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷，他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては，基本的にはいじめの早期対応と同様であるが，いじめを受けた児童生徒からの申し出の内容を精査する過程で，実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに，本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録してお くことが必要である。

## ○ 関係機関との連携

必要に応じて，地方法務局，やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバ イザー，少年安全サポーター等に相談し，指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については，少年安全サポー ターや所轄警察署等とチームを編成し，問題の早期解決に努める。

## ○ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒•保護者の意向を確認した上で，掲示板サイト管理者等 への削除依頼，当該コミュニティサイトを利用している児童生徒への直接指導等，削除の徹底•確認等，具体的な対応を行い，被害の拡大を最小限に抑える。

## （5）保護者との連携

## ○ いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

- 積極的にS CやS S W 等と連携する。
- 速やかに保護者との面談の時間を設定し，保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え，児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- いじめを受けている児童生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で対応する。
- いじめの全容の解明に努め，時間はかかっても，より正確な事実の確認に基づ いた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても，知り得た情報

等を丁寧に提供する。
－「いじめは人間として，絶対に許されない行為である」との認識に立ち，いじ めを受けている児童生徒の人権を守り，いじめを行っている児童生徒に対して，毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
－保護者の不満や怒りを受け止め，学校が全力で対応していることを伝え，いじ めの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
－プライバシーの保護に努め，個人情報が漏れないよう，徹底した情報管理を行 う。
－いじめを受けている児童生徒が，いじめの事実を保護者に知られたくないと思 っている場合は，家庭の様々な状況に配慮し，適切に対応する。
－保護者によっては，事態を軽視する場合や，かえって自分の子どもを叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
－いじめの解決には，長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも，より一層緊密な連携を図る。
－必要に応じて，やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセン ター等の相談機関を紹介する。

## ○ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

－積極的にS CやS S W 等と連携する。特に，いじめを行っている児童生徒•保護者がいじめの事実を認めない場合や，保護者が第三者的な立場の者の同席を望 む場合等，人権擁護委員，少年安全サポーター等とも連携する。

- 正確な事実を確認し，憶測は避ける。
- 「いじめは人間として，絶対に許されない」との認識の下，いじめを受けてい る児童生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
－いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
－いじめを受けている児童生徒•保護者に対する謝罪の仕方，自分の子どもへの指導の在り方等，保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
－いじめを行っている児童生徒が複数であった場合，その個々の関わり方につい て説明するとともに，「関わり方の違いに関係なく，いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
- なぜいじめをしたのか，その原因•背景を保護者と共に考える。
- 苦慮している保護者の心情に寄り添い，児童生徒のよりよい成長のために協力 を依頼する。


## ○ 臨時保護者会を開催する場合の留意点

－誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう，学校が直接説明を行い，保護者 の理解を得るとともに，再発を防止するために開催する。
－開催に当たつては，いじめを受けている児童生徒•保護者の心情に寄り添い，可能な限り意向を尊重する。

- いたずらに不安感をあおることのないよう，事実関係を整理して説明する。
- 学校としての責任を明らかにし，非は非として心より謝罪する。
- いじめを行っている児童生徒•保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- 学校で行うこと，家庭でできることをはつきりさせ，協力を求める。
- 一方的な情報伝達に終わらないよう，保護者の意見をよく聞く。
- プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。


## （6）地域•関係機関との連携

## ○ 学校と地域との連携

－P T Aや学校評議員，学校運営協議会委員等といじめの問題について協議する機会 の設定，学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進等，開かれた学校づくりに努め，いじめの解決に当たっては，「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
－いじめに関する連絡•情報があったときは，迅速に事実関係を確認し，指導•対応の後は，情報提供者に必要事項を報告する。
－情報源については，秘密を厳守するとともに，学校から地域の関係者へ提供さ れた情報についても，慎重な取扱いを依頼する。
－地域との連携に努めながらも，あくまでも学校としての主体性を保ちつつ，具体的にいじめへの対応を行う。

## ○ 学校と関係機関との連携

－いじめの早期解決のため，必要に応じて，「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

やまぐち総合教育支援センター，所轄警察署，児童相談所，地方法務局，弁護士，医師，民生委員•児童委員，人権擁護委員，少年安全サポーター等
－いじめが犯罪行為である疑いがある場合は，教育的配慮の下，所轄警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は，「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成 28 年 4 月施行）に基づき，躊躇すること なく連絡し，支援を得るなど学校•警察が連携した対応を行う。

## 4 重大事態への対応

## （生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

## （1）重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が，法第 28 条による重大事態であるか否かについては，事案の背景にいじめが関連していないか，関係する児童生徒や保護者等から情報収集 し，事実関係を整理した上で，「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当た っては，県立学校は県教委から，私立学校は設置者である学校法人から，指導助言等 を得る。

## （2）重大事態への対応

重大事態への対応については，事案の重大性を踏まえ，たとえ不都合なことがあっ たとしても，事実にしっかりと向き合おらとする姿勢が重要である。学校は，いじめ の全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として，「いじめ対策委員会」を中核とする迅速•的確かつ組織的な対応を行う。

○ いじめを受けている児童生徒への対応
「いじめ対策委員会」が中核となり，やまぐち総合教育支援センターによる学校 サポートチームと連携するなど，いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で，いじめを受けている児童生徒の立場に立って，保護者と十分に連携を図り，当該児童生徒をいじめから守り通す。具体的には，次のような対応が考えられる。

緊急避難としての欠席
学級替え 等

## ○ いじめを行っている児童生徒への対応

いじめを受けている児童生徒を守るため，教育的配慮の下，保護者の理解•協力 を十分得ながら，必要に応じて，次のような毅然とした厳しい対応を行う。

個別指導
懲戒等の実施 等
なお，こうした措置を講ずることについては，県教委又は学校法人とも協議の上，適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していくことが肝要である。

また，当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は，躊躇することなく，所轄警察署や少年安全サポーター，人権擁護委員等と連携する必要がある。

## （3）学校による調査

当該重大事態に対応し，同種の事態の発生を防止するために，「いじめ対策委員会」 が中核となり，S CやS S Wとの連携はもとより，必要に応じて弁護士，医師，民生委員•児童委員，人権擁護委員，少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しなが ら，関係児童生徒への聴き取りや質問紙等により，速やかに全容解明に向けた調査を行う。

調査にあたっては，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ ン（平成 29 年 3 月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応すること。

また，学校は調査の進捗状況及び結果等について，いじめを受けた児童生徒•保護者に対し，適時•適切に説明を行う。いじめを受けた児童生徒•保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒•保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添える。

## （4）調査に当たっての留意事項

県立学校において，これらの調査を行うに当たつては，県教委から指導助言を得な がら，やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームの活用や，弁護士や人権擁護委員等の外部専門家との連携などにより，中立性や公平性を確保して対応す る。

私立学校においても，平素から職能団体や大学等と連携の上，重大事態の発生に対応できる体制整備に努めておく必要がある。

## いじめを受けた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など，いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童生徒の保護者等の要望•意見を十分に聴取し，迅速に今後の調査 について，当該保護者と協議の上，調査に着手する必要がある。

調査に当たっては，中立性や公平性を確保するため，県教委又は学校法人を主体 とする調査を行うことが望ましい。

また，調査方法については，児童生徒や教職員等に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられるが，当該児童生徒の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りなが ら実施することとし，知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

## II その他

学校は，「山口県いじめ問題対策協議会」が示す提言等に基づく，本方針の見直し等を踏まえるとともに，児童生徒，家庭，地域，関係機関等から幅広く意見を求め，「学校基本方針」を恒常的に評価•検証•改善しながら，積極的にいじめ対策に資する取組を行う よう努めることとする。

○ 「山口県いじめ防止基本方針」に係る組織について


| 「いじめ問題対策連絡協議会」 |
| :--- |
| •条例設置又は要綱設置 |
| •市町基本方針に基づく取組の検証•評 |
| 価•改善等 |



## ○ いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

## 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は，いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれが あるものであることに鑑み，児童等の尊厳を保持するため，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに， いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより，いじめの防止等のための対策を総合的か つ効果的に推進することを目的とする。
（定義）
第二条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通 じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2 この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
3 この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
4 この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

## （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにす ることを旨として行われなければならない。
2 いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめ を認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじ めの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3 いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であるこ とを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服 することを目指して行われなければならない。
（いじめの禁止）
第四条 児童等は，いじめを行ってはならない。 （国の責務）
第五条 国は，第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり，いじめの防止等のための対策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は，基本理念にのつとり，いじめの防止等のための対策について，国と協力しつつ，当該地域の状況に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

## （学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は，基本理念にのっとり，その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置 を講ずる責務を有する。

## （学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## （保護者の責務等）

第九条 保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行う ことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものと する。
2 保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3 保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4 第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解しては ならない。

## （財政上の措置等）

第十条 国及び地方公共団体は，いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）
第十一条 文部科学大臣は，関係行政機関の長と連携協力して，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
2 いじめ防止基本方針においては，次に掲げる事項を定めるものとする。
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## （地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は，いじめ防止基本方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

## （学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## （いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は，いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，条例の定めるところに より，学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成され

るいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
2 都道府県は，前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には，当該いじめ問題対策連絡協議会における いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじ めの防止等に活用されるよう，当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るため に必要な措置を講ずるものとする。
3 前二項の規定を踏まえ，教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に，地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは，教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）
第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等 の充実を図らなければならない。
2 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるも のとする。

## （いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 国及び地方公共団体は，いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずる ものとする。
3 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員 がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4 学校の設置者及びその設置する学校は，相談体制を整備するに当たつては，家庭，地域社会等との連携の下， いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

## （関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等 に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，関係省庁相互間その他関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等 に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含 む教育相談に応じるものの確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

## （インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，イン ターネットを通じて行われるいじめを防止し，及ひ効果的に対処することができるよう，これらの者に対し，必要な啓発活動を行らものとする。
2 国及び地方公共団体は，児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関俰機関又は関係団体の取組を支援するとともに，インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた児童等又はその保護者は，当該いじめに係る情報の削除を求め，又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは，必要に応じ，法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

## （いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は，いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インター ネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに，その成果を普及するものとする。

## （啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は，いじめが児童等の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，い じめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第二十二条 学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行らため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策 のための組織を置くものとする。

## （いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けた と思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思わ れるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，そ の結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
3 学校は，前項の規定による事実の確涊によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有す る者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行らものとする。
4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案 に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき は直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

## （学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は，前条第二項の規定による報告を受けたときは，必要に応じ，その設置する学校に対し必要な支援を行い，若しくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行らものとする。

## （校長及び教員による憝戒）

第二十五条 校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要がある と認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

## （出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は，いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等，いじめを受 けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものと する。

## （学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は，いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合で あっても，学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又は その保護者に対する助言を適切に行らことができるようにするため，学校相互間の連携势力体制を整備するものとす る。

## 第五章 重大事態への対処

## （学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。） に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確 にするための調査を行らものとする。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあ ると認めるとき。
2 学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受 けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供す るものとする。
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## （国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は，前条第一項各号に掲げる場合には，当該国立大学法人の学長を通じて，重大事態が発生した旨を，文部科学大臣に報告しなけれ ばならない。
2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種 の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，前条第一項の規定による調查の結果について調查を行 うことができる。
3 文部科学大臣は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講 ずるものとする。

## （公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，当該地方公共団体の教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を，当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 地方公共団体の長は，前項の規定による調査を行ったときは，その結果を議会に報告しなければならない。
4 第二項の規定は，地方公共団体の長に対し，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し，又は執行する権限を与えるものと解粎してはならない。
5 地方公共団体の長及び教育委員会は，第二項の規定による調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任におい て，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ず るものとする。

## （私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下 この条において同じ。）が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，重大事態が発生した旨 を，当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなけれ ばならない。
2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種 の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 都道府県知事は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるこ とができるよう，私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4 前二項の規定は，都道府県知事に対し，学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新た に与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて，重大事態が発生した旨を，同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 認定地方公共団体の長は，前項の規定による調査の結果を踏まえ，当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう，構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要 な措置を講ずるものとする。
4 前二項の規定は，認定地方公共団体の長に対し，学校設置会社が設置する学校に対して行使することができ る権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
5 第一項から前項までの規定は，学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において，第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と，「第十二条第一項」 とあるのは「第十三条第一項」と，第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と，「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と，「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と，前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読替えるものとする。

## （文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導，助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか，文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し，都道府県の教育委員会は市町村に対し，重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため，必要な指導，助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

（学校評価における留意事項）
第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては，いじめの事実が隠蔽されず，並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう，いじめの早期発見，いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

## （高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいら。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は，当該高等専門学校の実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生 に係るいじめに相当する行為の防止，当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附則

## （施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
（検討）
第二条 いじめの防止等のための対策については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等 を勘案し，検討が加えられ，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるも のとする。
2 政府は，いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校

を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう，当該児童等 の学習に対する支援の在り方についての検討を行らものとする。

## 理由

いじめが，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，いじめの防止等のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。 これが，この法律案を提出する理由である。

## ○ 国の基本方針の概要

いじめ防止等のための基本的方針（概要）
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
1 いじめの防止等のために国が実施する施策
○ いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等

- 国の基本方針の策定と，より詳細な指針の策定
- 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
- 重大事態の調査組織等設置を支援するため，職能団体等との連絡体制構築

○ いじめの防止等のために国が実施すべき施策
2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
- 国の基本方針を参考に，条例などの形で地域基本方針を定めることが望ましい

○ いじめ問題対策連絡協議会の設置
－いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく，その構成員は地域の実情に応じて決定
○第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関の設置

- 地域の実情に応じ，附属機関を設置すること望ましい
- この附属機関には，専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り，公平性•中立性が確保されるよう努めることが必要
○地方公共団体が実施すべき施策
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策
- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止•早期発見•対処等，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて，外部専門家を活用
－いじめに関するわずかな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，教職員で抱え込まずにすべての当該組織に報告•相談し，当該組織を中核として組織で対応
－学校におけるいじめの防止等に関する措置
i ）いじめの防止
ii）早期発見
iii）いじめに対する措置

4 重大事態への対処
（1）学校の設置者又は学校による調査
i）重大事態の発見と調査
○調査主体：学校の設置者又は学校

- 調査を行うための組織：
- この組織は，職能団体や大学，学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り，調査の公平性•中立性を確保するよう努める
- 事実関係を明確にするための調査の実施
- 学校の設置者•学校の，たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとす る姿勢が重要
ii）調査結果の提供及び報告
（1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
（2）調査結果の報告
（2）地方公共団体の長等の再調査及び措置
i）再調査
- 専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り，調査の公平性•中立性を確保するよう努める
- 再調査の主体は，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して，情報を適切に提供する責任が ある

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
－国は，当該基本方針の策定から3年の経過を目途として，法の施行状況等を勘案して，基本方針の見直しを検討し，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置を講じる

## ○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文科省）

## はじめに

－平成 25 年 9 月 28 日，いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され，法第 28 条第 1 項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これによ り，学校の設置者又は学校は，重大事態に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資 するため，速やかに，当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行らものとされた。同規定の施行を受け，文部科学大臣が法第 11 条第 1 項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め，「重大事態への対処」に関し，学校の設置者又は学校による調查の方法や留意事項等を示した。更に，基本方針の策定を受け，いじ めが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について，「子供の自殺が起きたとき の背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成 26 年 7 月），法第 28 条第 1 項第 2 号の不登校重大事態の場合の調査についても，「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月）が策定され た。
－しかしながら，基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も，学校の設置者又は学校において， いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず，法，基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わ ないなどの不適切な対応があり，児童生徒に深刻な被害を与えたり，保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。
－法附則第 2 条第 1 項は，「いじめの防止等のための対策については，この法律の施行後三年を目途 として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ，文部科学省 が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果，平成 28 年 11月2日，同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目に おいて，「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり，調查結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状•課題が指摘され，併せて，このような現状•課題に対して，「重大事態の調査の進め方についてガイドライン を作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
－以上を踏まえ，文部科学省として，法第 28 条第 1 項のいじめの重大事態への対応について，学校 の設置者及び学校における法，基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

## 第1学校の設置者及び学校の基本的姿勢

（基本的姿勢）
○学校の設置者及び学校は，いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒•保護者」 という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい，何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し，対応に当たること。
○学校の設置者及び学校として，自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても，全てを明らか にして自らの対応を真摰に見つめ直し，被害児童生徒•保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
－重大事態の調査は，民事•刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするもので はなく，いじめの事実の全容解明，当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であ ることを認識すること。学校の設置者及び学校として，調査により膿を出し切り，いじめの防止等の

体制を見直す姿勢をもつことが，今後の再発防止に向けた第一歩となる。
○学校の設置者及び学校は，詳細な調査を行わなければ，事案の全容は分からないということを第一 に認識し，軽々に「いじめはなかった」，「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると，それが一人歩きしてしまうことに注意すること。ま た，被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど，被害児童生徒•保護者の心情 を害することは厳に慎むこと。
○特に，自殺事案の場合，学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても，自殺 に至るまでに学校が気付き，救うことができた可能性がある。したがって，いじめが背景にあるか否 かにかかわらず，学校の設置者及び学校として，適切に事実関係を調査し，再発防止策を講ずる責任 を有しているということを認識すること。
○被害児童生徒•保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても，学校の設置者及び学校が，可能な限り自らの対応を振り返り，検証することは必要となる。それが再発防止につながり，又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため，決して，被害児童生徒•保護者が望まない ことを理由として，自らの対応を検証することを总ってはならない。重大事態の調査は，被害児童生徒•保護者が希望する場合は，調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこ とも可能であり，学校の設置者及び学校は，被害児童生徒•保護者の意向を的確に把握し，調査方法 を工夫しながら調査を進めること。決して，安易に，重大事態として取り扱わないことを選択するよ らなことがあってはならない。
○以上のことを踏まえた上で，学校の設置者又は学校は，被害児童生徒•保護者に対して自発的•主体的に，詳細な調査の実施を提案すること。
（自殺事案における遺族に対する接し方）
○自殺事案の場合，子供を亡くしたという心情から，学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に，時間を要する場合があるが，そのような状況は当然起こり得ることであり，御遺族 の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は，必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし，根気よく信頼関係の構築に努め，被害児童生徒•保護者に寄り添いながら調査を進める こと。

## 第2 重大事態を把握する端緒

（重大事態の定義）
○法第 28 条第 1 項においては，いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。），「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号。以下「不登校重大事態」と いう。）とされている。改めて，重大事態は，事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく，「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。
（重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響）
○重大事態については，いじめが早期に解決しなかったことにより，被害が深刻化した結果であるケ ースが多い。したがって，「疑い」が生じてもなお，学校が速やかに対応しなければ，いじめの行為 がより一層エスカレートし，被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合，取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため，学校の設置者及び学校は，重大事態への対応の重要性を改め て認識すること。
（重大事態の範囲）

- 重大事態の定義（事例）※重大事態として扱われた事例【別紙】
- 誤った重大事態の判断を行った事例等
（1）明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折，脳震盪という被害）が生じており，生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず，欠席日数が 30 日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し，重大事態の調查を開始しなかった。結果，事態が深刻化し，被害者が長期にわたり不登校 となってしまった。この場合，学校の設置者及び学校は，生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。
（2）不登校重大事態の定義は，欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。しかしながら，基本方針においては「ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にもかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要であ る。」としている。それにもかかわらず，欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態とし て取り扱わず，対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果，早期に対処 すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが，被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難と なってしまった。
③不登校重大事態は，いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあ ると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は，退学•転校に至 るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため，生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ，適切に対応を行う必要がある。この点，児童生徒が欠席していないことから，不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調查を行わないなどといった対応がとられること のないよう，教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行う こと。
（重大事態の発生に係る被害児童生徒•保護者からの申立てにより疑いが生じること）
－被害児童生徒や保護者から，「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。） は，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして も，重大事態が発生したものとして報告•調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては，学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。
（不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応）
－学校の設置者及び学校は，「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月文部科学省）第 5 章や，各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し，組織体制を整備して対応すること。


## 第3 重大事態の発生報告

（発生報告の趣旨）
○学校は，重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。），速やかに学校の設置者を通じて，地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告 する義務が法律上定められている（法第 29 条から第 32 条まで）。この対応が行われない場合，法に違反するばかりでなく，地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導•助言，支援等 の対応に遅れを生じさせることとなる。
－学校が，学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことによ

り，学校の設置者等により，指導主事，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーをはじ めとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは，そうした学校 の設置者等による支援が迅速に行われず，事態の更なる悪化につながる可能性があることを，学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
○重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は，職員を学校に派遣するなどして，適切な報道対応等 が行われるよう，校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
（支援体制の整備のための相談•連携）
○必要に応じて，公立学校の場合，市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して，重大事態の対処について相談を行い，支援を依頼すること。また，私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては，都道府県私立学校所管課は，適切な支援を行うこと。その際，都道府県私立学校所管課は，都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め，都道府県教育委員会と連携しなが ら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては，国立大学は，適切な支援を行うこと。その際，国立大学は，文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め，文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
○高等専門学校の設置者及び高等専門学校は，法第 35 条により，その実情に応じ，当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について，必要な措置を講ずることとされてい る。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって，学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは，設置者は，文部科学省及び都道府県教育委員会 に対して助言又は支援を適切に求め，文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応するこ と。

## 第4 調査組織の設置

（調査組織の構成）
○調査組織については，公平性•中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよ う構成すること。このため，弁護士，精神科医，学識経験者，心理•福祉の専門家等の専門的知識及 び経験を有するものであって，当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有 しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図るよう努めるもの とする。

## （調査組織の種類）

○重大事態の調査主体は，学校が主体となるか，学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また，その際，第三者のみで構成する調査組織とするか，学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど，調査組織の構成についても適切 に判断すること。
（1）学校の設置者が主体
a 公立学校の場合
－法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
－個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等，学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。） において実施する場合
b私立学校及び国立大学附属学校の場合
－学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合
（2）学校が主体
a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第 22 条。以下「学校いじめ対策組織」とい う。）に第三者を加える場合
b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合
（第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合）
○ いじめの重大事態であると判断する前の段階で，学校いじめ対策組織が法第 23 条第 2 項に基づき， いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合，同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり，必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調查とする場合もある。また，学校いじめ対策組織の法第 23 条第 2 項に基づく調査により，事実関係の全貌が十分に明らかにされており，関係者（被害児童生徒，加害児童生徒，それぞれの保護者） が納得しているときは，改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わな い場合がある。ただし，学校の設置者及び学校の対応の検証や，再発防止策の策定については，新た に第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

## 第5 被害児童生徒•保護者等に対する調査方針の説明等

（説明時の注意点）
－「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で，過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」，「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
○ 事案発生後，詳細な調査を実施するまでもなく，学校の設置者•学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は，学校の設置者•学校は，詳細な調査の結果を待たずして，速やかに被害児童生徒
－保護者に当該対応の不備について説明し，謝罪等を行うこと。
○被害児童生徒•保護者の心情を害する言動は，厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は，公正•中立な重大事態に係る調査 の段階で碓認されるものであり，学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物，遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒•保護者の自宅に送付するこ と，返還せずに処分することはあってはならない。）。
○独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は，保護者に丁寧に説明を行った上 で手続を進めること。
○被害児童生徒•保護者に寄り添いながら対応することを第一とし，信頼関係を構築すること。
（説明事項）
－調査実施前に，被害児童生徒•保護者に対して以下の（1）～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は，学校の設置者及び学校が行う場合と，第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考え られるが，状況に応じて適切に主体を判断すること。
（1）調査の目的•目標
重大事態の調査は，民事•刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするもの ではなく，学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで，事案の全容解明，当該事態への対処や，同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。
（2）調査主体（組織の構成，人選）
被害児童生徒•保護者に対して，調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選につい ては，職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど，公平性•中立性が担保されてい ることを説明すること。必要に応じて，職能団体からも，専門性と公平•中立性が担保された人物

であることの推薦理由を提出してもらうこと。
説明を行ら中で，被害児童生徒•保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり，構成員の中立性•公平性•専門性の確保の観点から，必要と認められる場合は，学校の設置者及び学校 は調整を行う。
（3）調査時期•期間（スケジュール，定期報告）
被害児童生徒•保護者に対して，調查を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間 が必要となるのかについて，目途を示すこと。調查の進捗状況について，定期的に及び適時のタイ ミングで経過報告を行うことについて，予め被害児童生徒•保護者に対して説明すること。
（4）調査事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校の対応等）•調查対象（聴き取り等をする児童生徒•教職員の範囲）

予め，重大事態の調査において，どのような事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校の対応等）を，どのような対象（聴き取り等をする児童生徒•教職員の範囲）に調査するのかについ て，被害児童生徒•保護者に対して説明すること。その際，被害児童生徒•保護者が調查を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調查において，調查事項等に漏れがあった場合，地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。な お，第三者調査委員会が調查事項や調查対象を主体的に決定する場合は，その方向性が明らかとな った段階で，適切に説明を行うこと。
⑤調査方法（アンケート調查の様式，聴き取りの方法，手順）
重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式，聴き取りの方法，手順を，被害児童生徒•保護者に対して説明すること。説明した際，被害児童生徒•保護者から調査方法について要望 があった場合は，可能な限り，調查の方法に反映すること。
（6）調査結果の提供（被害者側，加害者側に対する提供等）
－調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について，被害児童生徒•保護者に対して，どのような内容を提供するのか，予め説明を行うこと。
－被害児童生徒•保護者に対し，予め，個別の情報の提供については，各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
－被害児童生徒•保護者に対して，アンケート調查等の結果，調查票の原本の扱いについて，予め，情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は，個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば，個人名は伏せ，筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行ら方法を採ること，又は一定の条件の下で調查票の原本を情報提供する方法を採ること を，予め説明すること。
－調査票を含む調査に係る文書の保存について，学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うこと を触れながら，文書の保存期間を説明すること。
－加害者に対する調査結果の説明の方法について，可能な限り，予め，被害児童生徒•保護者の同意を得ておくこと。
○調査を実施するに当たり，上記（1）～（6）までの事項について，加害児童生徒及びその保護者に対して も説明を行らこと。その際，加害児童生徒及びその保護者からも，調查に関する意見を適切に聞き取 ること。
（外部に説明を行う際の対応）
○記者会見，保護者会など外部に説明する際は，その都度，説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等，文書として外部に出す際には，事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合，遺族は内容を報道等で先に知ることとなり，それが遺族が学校等に対して不信 を抱く原因となることを，学校の設置者及び学校は理解する必要がある。
（自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方）
○自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたつては，遺族から了解をとるよう努 めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合，学校が＂嘘をつく＂と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため，「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（「事故死であった」，「転校した」などと伝えてはならない。）
○ いじめの重大事態の調査を行う場合は，他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際，学校内で教職員の伝え方が異なると，不要な憶測を生む原因となるため，伝え方については学校内で統一すること。
（被害児童生徒•保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合）【再掲】
○被害児童生徒•保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても，学校の設置者及び学校が，可能な限り自らの対応を振り返り，検証することは必要となる。それが再発防止につながり，又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため，決して，被害児童生徒•保護者が望まない ことを理由として，自らの対応を検証することを总ってはならない。重大事態の調査は，被害児童生徒•保護者が希望する場合は，調查の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこ とも可能であり，学校の設置者及び学校は，被害児童生徒•保護者の意向を的確に把握し，調査方法 を工夫しながら調査を進めること。
（被害児童生徒•保護者のケア）
○被害児童生徒•保護者が精神的に不安定になっている場合，カウンセリングや医療機関によるケア を受けるように勧めること。この際，可能な限り，学校の教職員やスクールカウンセラー・スクール ソーシャルワーカー等が寄り添いながら，専門機関による支援につなげることが望ましい。また，被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には，必要に応じ，当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら，学校生活を送る上でのケアを行うこと。
○学校の設置者として，学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては，いじ めを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため，いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や，被害児童生徒•保護者が希望する場合には，就学校の指定の変更，区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

## 第6 調査の実施

## （1）調査実施に当たっての留意事項【共通】

（調査対象者，保護者等に対する説明等）
○アンケートについては，学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うもので あること（調査の目的），及び結果を被害児童生徒•保護者に提供する場合があることを，予め，調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
○時間が経過するにつれて，児童生徒はうわさや報道等に影響され，記憶が曖昧になり，事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから，可能な限り速やかに実施するよう努める こと。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが，当該調査主体の十分な調査が可能となるよう，学校の設置者及び学校は，状況に応じて早い段階での聴き取りや，関係資料の散逸防止に努めること。
○アンケートは，状況に応じて，無記名式の様式により行うことも考えられる。
（児童生徒等に対する調査）
○被害児童生徒，その保護者，他の在籍する児童生徒，教職員等に対して，アンケート調査や聴き取 り調査等により，いじめの事実関係を把握すること。この際，被害児童生徒やいじめに係る情報を提

供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし，調查を実施することが必要である。
○調查においては，加害児童生徒からも，調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し，公平性•中立性を確保すること。

## （記録の保存）

－調查により把握した情報の記録は，各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存するこ と。この記録については，重大事態の調查を行う主体（第三者調查委員会等）が実施した調査の記録 のほか，いじめの重大事態として取り扱う以前に法第 23 条第 2 項の調査において学校の設置者及び学校が取得，作成した記録（※）を含む。なお，原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づ き，これらの記録を適切に保存するものとするが，個別の重大事態の調査に係る記録については，指導要録の保存期間に合わせて，少なくとも 5 年間保存することが望ましい。
※学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録，いじめの通報•相談内容の記録，児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであ っても，各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
○これらの記録の廃棄については，被害児童生徒•保護者に説明の上，行うこと（無断で破棄して被害児童生徒•保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また，個々の記録の保存につい て，被害児童生徒•保護者からの意見を踏まえ，保存期限を改めて設定することも考えられる。
（調査実施中の経過報告）
－学校の設置者及び学校は，調查中であることを理由に，被害児童生徒•保護者に対して説明を拒む ようなことがあってはならず，調查の進捗等の経過報告を行う。
（分析）
－調查においては，法第 13 条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか，学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか，学校のいじめ防止プログラムや早期発見•事案対処の マニュアルはどのような内容で，適切に運用され機能していたかなどについて，分析を行うこと。

## （2）いじめが背景にあると疑われる自殺•自殺末遂である場合

－「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省。以下「背景調查の指針」という。）に沿って行うこと。

## （3）自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

（1）文書情報の整理
（2）アンケート調查（背景調查の指針P17を参考とする。）
結果については，被害者又はその保護者に提供する場合があることを，調查に先立ち，調查対象者 に対して説明する。
（3）聴き取り調查（背景調查の指針P18を参考とする。）
（4）情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）
（1）～（3）の調查により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し，情報について分析•評価を行う（外部の第三者の立場から，専門的に分析•評価が行われることが望ましい。）。
（5）再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）
（6）報告書のとりまとめ（背景調查の指針P20を参考とする。）
（4）不登校重大事態である場合
－「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文部科学省）に沿って行うこと。

## 第7 調査結果の説明•公表

（調査結果の報告）
－重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は，調査結果及びその後の対応方針につい て，地方公共団体の長等に対して報告•説明すること（法第 29 条から第 32 条まで）。その際，公立学校の場合は，教育委員会会議において議題として取り扱い，総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また，私立学校の場合についても，総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。（地方公共団体の長等に対する所見の提出）
○調査結果を地方公共団体の長等に報告する際，被害児童生徒•保護者は，調查結果に係る所見をま とめた文書を，当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は，このことを，予め被害児童生徒•保護者に対して伝えること。
（被害児童生徒•保護者に対する情報提供及び説明）
－法第 28 条第 2 項は「学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったとき は，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており，被害児童生徒•保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは，学校の設置者又は学校の法律上 の義務である。被害児童生徒•保護者に対する情報提供及び説明の際は，このことを認識して行うこ と。
○学校の設置者及び学校は，各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って，被害児童生徒•保護者 に情報提供及び説明を適切に行らこと。その際，「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は，いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を总るようなことがあってはならない。また，法 28 条第 2 項 に基づく被害児童生徒•保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行らために，各地方公共団体の個人情報保護•情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行らなど，可能な限りの対応を行 うこと。
○事前に説明した方針に沿って，被害児童生徒•保護者に調査結果を説明すること。また，加害者側 への情報提供に係る方針について，被害児童生徒•保護者に改めて確認した後，加害者側に対する情報提供を実施すること。
（調査結果の公表，公表の方法等の確認）
○ いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは，学校の設置者及び学校として，事案の内容や重大性，被害児童生徒•保護者の意向，公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して，適切に判断することとし，特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は，被害児童生徒•保護者に対して，公表の方針について説明を行うこと。
○調査結果を公表する場合，調查組織の構成員の氏名についても，特段の支障がない限り公表するこ とが望ましい。
$\bigcirc$ 調査結果を公表する場合，公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒•保護者と確認すること。報道機関等の外部に公表する場合，他の児童生徒又は保護者等に対して，可能な限り，事前に調查結果を報告すること。学校の設置者及び学校として，自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調查結果を説明しなければ，事実関係が正確に伝わらず，他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生 み，学校に対する不信を生む可能性がある。
（加害児童生徒，他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供）
○学校の設置者及び学校は，被害児童生徒•保護者に説明した方針に沿って，加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は，調査方法等のプロセスを含め，認定された事実を丁寧に伝え，加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら，個別に指導していじめの非に気付かせ，被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
○報道機関等の外部に公表しない場合であっても，学校の設置者及び学校は，再発防止に向けて，重大事態の調査結果について，他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

## 第8 個人情報の保護

（結果公表に際した個人情報保護）
○調査結果の公表に当たり，個別の情報を開示するか否かについては，各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
○学校の設置者及び学校が，調査報告書における学校の対応や，学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合，学校が事実関係を隠蔽しているなどと，外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として，「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とす る部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は，いたずらに個人情報保護を盾に説明を总るようなことがあってはならない。

## 第9 調査結果を踏まえた対応

（被害児童生徒への支援，加害児童生徒に対する指導等）
○被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い，被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。そ の際，必要に応じて，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するこ と。
○調査結果において，いじめが認定されている場合，加害者に対して，個別に指導を行い，いじめの非に気付かせ，被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は，その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また，いじめの行為について，加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。【再掲】
○学校の設置者として，学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては，いじ めの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や，被害児童生徒•保護者が希望する場合には，就学校の指定の変更，区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
（再発防止，教職員の処分等）
○学校の設置者は，調査結果において認定された事実に基づき，いじめの未然防止，早期発見，対処，情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し，再発防止策の検討を行うこと。
○学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において，法律や基本方針等に照らして，重大 な過失等が指摘されている場合，教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し，教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また，学校法人においても，法人としての責任を果たす べく，これらを含めた適切な対応を検討すること。

## 第1 O 地方公共団体の長等による再調査

（再調査を行う必要があると考えられる場合）
○例えば，以下に掲げる場合は，学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性 があるため，地方公共団体の長等は，再調査の実施について検討すること。
①調査等により，調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実

が判明したものの十分な調查が尽くされていない場合
（2）事前に被害児童生徒•保護者と確認した調査事項について，十分な調查が尽くされていない場合
（3）学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
（4）調査委員の人選の公平性•中立性について疑義がある場合
※だだし，上記（1）～（4）の場合に，学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体 において，追加調查や構成員を変更した上での調査を行らことも考えられる。
（地方公共団体の長等に対する所見の提出）【再掲】
○調査結果を地方公共団体の長等に報告する際，被害児童生徒•保護者は，調査結果に係る所見をま とめた文書を，当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は，このことを，予め被害児童生徒•保護者に対して伝えること。
（再調査の実施）
○地方公共団体の長等は，再調査を行うこととした場合，上記第 1 から第 8 までの事項に沿って，調査を進めること。
－公立学校について再調査を実施した場合，地方公共団体の長は，その結果を議会に報告しなければ ならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については，個々の事案の内容に応じ，各地方公共団体において適切に設定されることとなるが，個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保 することが求められる。

## ○ 相談窓口一覧

## 教育に関する悩みをお気軽に御相談ください

学校や家庭での教育などについて，お悩みになっていることはございませんか。
県教育委員会では，そうしたさまざまな「声」にお応えするため，市町教育委員会等と連携して教育に関する相談窓口 を設け，皆さまからの御相談に応じています。お気軽に御相談ください。

山口県教育委員会

## 学 校•園

学校（園）では，校（園）長や教頭等が中心とな り，いつでも相談できる体制を整え，皆さまからの さまざまな御相談をお受けします。


## 市町教育委員会

市町教育委員会では，皆さまからのさまざまな御相談をお受けします。
お住まいの市町教育委員会へ御相談ください。

## やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

## 子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754－0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

## 電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。
【相談時間】月～金 $8: 30 \sim 17: 15$ ，火•木 $21: 00$ まで夜間相談を実施 ※祝日，年末年始（ $12 / 29 \sim 1 / 3$ ）を除く【相談内容】就学や進路に関すること，学校での学習や生活に関すること，いじめ・不登校に関すること，家庭で の養育のこと，乳幼児の育児に関すること，特別支援教育に関すること など
【対 象】児童•生徒•保護者•教職員等

```
ふれあい総合テレホン ( 083-987-1240
```

○いじめ，暴力，問題行動，交友関係などに関する相談は
「24時間子どもSOSダイヤル」 $\boldsymbol{B}$ 0120－0－78310 （やまぐち子どもSOSダイヤル）
※いじめ，暴力，問題行動，交友関係などによって，心身が妿かされるおそれのある子どもとその保護者 からの御相談に 24 時間応じます。
○ファックスやメールによる相談は
「ふれあいファックス」Fax 083－987－1258 「ふれあいメール」（メール）soudan＠center．ysn21．jp

## 来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が，子どもの教育に関す る専門的な御相談に応じます。
【相談時間】月～金 $9: 00 \sim 17: 00$ ※祝日，年末年始 $(12 / 29 \sim 1 / 3)$ を除く
【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動，学校不適応，障害などに関すること，インターネットや携帯電話 （スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。
※事前予約制となりますので，上記のふれあい総合テレホンへお申し込みください。

## 県 教 育 庁

県教育庁では，教育行政に関する御相談（教育施策•予算等）をお受けします。
－山口県教育行政相談室（教育政策課内）
（ $083-933-4531$
（x－N）a501001＠pref．yamaguchi．1g．jp

## 県 学 事 文 書 課

県学事文書課では，私立学校•園に関する御相談を お受けします。
－学事文書課
（ $\mathbf{8}$ 083－933－2138
（ （－ル）a10400＠pref．yamaguchi．1g．jp

## さまざまな関係機関にも相談窓口があります

## カソグ テレホソ・教育電話相談

（名称は市町によって異なります）
下 関 市

| グテレホン下関） | \％083－231－7838 |
| :---: | :---: |
| （教育相談室） | \％083－231－6995 |
| （いじめテレホン相談） | \％083－223－7830 |
| 宇部市 | \％0836－33－7830 |
|  | （FAX）0836－33－7830 |
|  | \％083－922－3749 |
| 萩市（子ども相諏•支援室） | \％0838－25－3662 |
| 防府市（㝻年澈成入多一） | \％0120－783－474 |
|  | \％0835－24－3232 |
| （教育相歇電話） | \％0120－078－357 |
| 携帯電話からは | \％0835－23－1135 |
| 松市やリクテレホイぐ゙まつ） | （ $0833-43-4976$ |
| 岩国市けヤクデレボ岩国 | \％0120－22－7830 |
| 携帯電話からは | \％0827－43－0900 |
| 光市（やングテレホンくかり） | \％0120－72－3749 |
| （光市子ども相㖒センター） | \％0833－74－5910 |
|  | \％0837－22－3542 |
| 柳井市（やン版レン） | \％0820－22－4499 |
| 美袮市（なが社なる） | \％0837－52－0400 |
|  | \％0120－78－3090 |
| 山陽小野田市 |  |
| （ヤングテレホン） | T 0836－84－2000 |
| （心の支援室） | \％0836－82－1188 |
| 周防大島町 | \％0120－23－5509 |
| 携帯電話からは | \％0820－78－1559 |
| 和木町（おれがロール゙き | \％0120－81－7830 |
| 上 関 町 | \％0820－62－0245 |
| 田布施町 | \％0820－52－5812 |
| 平 生 町 | \％0820－56－6083 |
| 阿武町（ふれあいけレフォ゙） | \％08388－2－3176 |

阿武町（ふれあいテレプン）

## 非行・いじめ等

子どもの人権 110 番（山口地方法務局）
（ 0120－007－110
法務少年支援センター山口（すこやか青少年心理相灾室
조 083－922－6701
少年サポートセンター（山口県警少年課）

$$
\begin{array}{cc}
\text { 東 部 } & \text { ت } 0827-23-5150 \\
& \text { ت } 0120-48-5150
\end{array}
$$

中 部（やクグテレホ・やまぐち）
8 083－925－5150
조 0120－49－5150
西 部
8 083－222－5150
（ $0120-62-5150$

[^0]
## 子どもの体や心の健康

県健康福祉部こども政策課
8 083－933－2947
女性健康支援センター（県立総合医療セター）
조 0835－22－8803
思春期ほつとダ 价（県立総合医療セター）
（ 8 0835－24－1140
児童思春期外来（県立こころの医療センター）
（ 0836－58－2327
県健康福祉センター

| 岩 国 | \％0827－29－1523 |
| :---: | :---: |
| 柳 井 | \％0820－22－3631 |
| 周 南 | \％0834－33－6425 |
| 山口 | \％083－934－2531 |
| （防府支所） | \％0835－22－3740 |
| 宇 部 | \％0836－31－3200 |
| 長 門 | \％0837－22－2811 |
| 萩 | \％0838－25－2669 |

下関市こども未来部こども保健課
家 083－231－1447
心の健康電話相談（県精神保健福祉センター）
오 0835－27－3388

## 育児•児童福裃

## 児童相談所

| 中 央 | 8 083－922－7511 |
| :---: | :---: |
| 岩 国 | \％0827－29－1513 |
| 周 南 | \％0834－21－0554 |
| 宇 部 | \％0836－39－7514 |
| 下 関 | \％083－223－3191 |
| 萩 | \％0838－22－1150 |

児童家庭支援センター
子ども家庭支援センター「海北」
空 0835－26－1152
こども家庭支援センター「清光」
で 0836－65－1188
こども家庭支援センター「ぽけっと」
て 0834－25－0605
なかべこども家庭支援センター「紙風船」
조 083－266－1935
はるか子ども相談センター
（7）0827－28－5516

## 県民相談

中央県民相談室 $\boldsymbol{B}$ 083－933－2570
$(x-N)$ kenmin．soudan
＠pref．yamaguchi．lg．jp
岩国地方県民相談室 © 0827－29－1506
柳井地方県民相談室 $\boldsymbol{Z}$ 0820－24－0250
周南地方県民相談室 © 0834－33－6401
山口地方県民相談室 © 083－921－9540
宇部地方県民相談室 © 0836－38－2116
下関地方県民相談室 $\boldsymbol{8}$ 083－235－8791
萩地方県民相談室 © 0838－21－0051

## 教育資金

山口県ひとづくり財団奨学センター
（8 083－933－4770
労働福祉金融制度「大学教育資金」
（県労働政策課） $\boldsymbol{Z}$ 083－933－3210
医師修学資金（県医療政策課）
조 083－933－2937
看護師等修学資金（県医療政策課）
즈 083－933－2928
獣医学生修学資金（県畜産振興課）
지 083－933－3434
母子福祉資金•父子福祉資金•寡婦福祉資金 の修学資金（県健康福祉センター・各市町母子•父子福祉担当課•県こども家庭課）県健康福祉センター

| 岩国 | $\boldsymbol{Z}$ | $0827-29-1522$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 柳井 | $\boldsymbol{Z}$ | $0820-22-3777$ |
| 周南 | $\boldsymbol{Z}$ | $0834-33-6422$ |
| 山口 | $\boldsymbol{Z}$ | $083-934-2528$ |
| （防府支所） | $\boldsymbol{Z}$ | $0835-22-3740$ |
| 宇部 | $\boldsymbol{Z}$ | $0836-31-3200$ |
| 萇門 | $\boldsymbol{Z}$ | $0837-22-2811$ |
| 萩 | $\boldsymbol{Z}$ | $0838-25-2664$ |

各市町母子•父子福祉担当課
下関市 © 083－231－1358
宇部市 © 0836－34－8330
山口市 조 083－934－2960
萩市（ $\boldsymbol{Z}$ 0838－25－3259
防府市 조 0835－25－2348
下松市 $\boldsymbol{Z}$ 0833－45－1734
岩国市 © 0827－29－5075
光市 $\boldsymbol{B}$ 0833－74－3006
長門市 $\boldsymbol{B}$ 0837－23－1156
柳井市 $\boldsymbol{Z}$ 0820－22－2111
$\begin{aligned} & \text { 美祢市 } \boldsymbol{Z} \\ & \text { 倍南市 } \\ & \boldsymbol{Z}\end{aligned} 0837-52-5228$
山陽小野田市 $\boldsymbol{B}$ 0836－82－1175
周防大島町 完 0820－77－5505
和木町（ $\boldsymbol{8}$ 0827－52－2195
上関町 宫 0820－62－0184
田布施町（ $\boldsymbol{Z}$ 0820－52－5810
平生町 조 0820－56－7113
阿武町 © 08388－2－3115
県こども家庭課 ت 083－933－2751
生活福祉資金の教育支援資金（県社会福祉協議会•各市町社会福祉協議会）
8 083－924－2813（県社会福祉協議会）

## その他

○生涯学習相談
山口県ひとづくり財団
県民学習部生涯学習推進センター
（ $083-987-1730$
○中学校卒業程度認定試験相談
県教育庁義務教育課 $\boldsymbol{Z}$ 083－933－4595 ○高校卒業程度認定試験相談

県教育庁教職員課 ت 083－933－4624

山口県いじめ防止基本方針

策定年月 平成26年 2 月
一部改定 平成 29 年 12 月
問 合 せ 山口県教育庁学校安全•体育課
TEL 083－933－4680 FAX 083－922－8737
山口県総務部学事文書課
TEL 083－933－2138 FAX 083－933－2137
〒753－8501 山口市滝町 1 － 1


[^0]:    少年サポートセンターでは，インター衴トや携帯電話の利用に伴う問題等の相談 も受け付けています。

